

第百十二回国会 農林水産委員会 議 録 第 八 号

昭和六十三年四月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 菊池福治郎君

理事 笹山 登生君

理事 月原 茂晴君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

理事 阿部 文男君

理事 衛藤征士郎君

理事 大石 千八君

理事 熊谷 弘君

理事 近藤 元次君

理事 武部 勤君

理事 石橋 大吉君

理事 田中 恒利君

理事 前島 秀行君

理事 武田 一夫君

理事 吉浦 忠治君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 隆君

出席政府委員

農林水産省構造

改善局長 松山 光治君

水産庁長官 田中 宏尚君

水産庁次長 木村 邦雄君

通商産業大臣官

房審議官 安藤 勝良君

委員外の出席者

環境庁水質保全

局水質管理課長 小澤 三宜君

建設省河川局河

川計画課長 岩井 國臣君

建設省河川局都

市河川室長 日野 峻榮君

参考人 (全国漁業協同組合連合会会長 宮原 九一君)

参考人 (全国漁業共済組合連合会副会長 小林 大助君)

参考人 (東京水産大学 教授 経済学博士 中井 昭君)

参考人 (農林水産委員会 調査室長 羽多 實君)

委員の異動

四月二十日

前島 秀行君 補欠選任 野坂 浩賢君

同日 野坂 浩賢君 補欠選任 前島 秀行君

本日(の)會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

農林水産省構造改善法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○菊池委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

本日(の)は、本案審査のため、参考人として全国漁業協同組合連合会会長宮原九一君、全国漁業共済組合連合会副会長小林大助君、東京水産大学教授、経済学博士中井昭君、以上三名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忠實の御意見を御聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。宮原参考人、小林参考人、中井参考人の順に、お一人十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑に對しお答えをいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に對し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

○宮原参考人 全漁連の会長でございまして、まず最初に、本日参考人としてお招きをいただき、漁業災害補償法の改正について意見を申し上げます。漁業の振興のために特段の御理解と御尽力を賜う申上げますとともに、平素から諸先生方には水産業の振興のために御尽力を賜う申上げます。

今国会では既に漁協合併助成法、漁港法、水産加工施設資金法等の改正法案を可決していただきまして、ありがとうございます。特に漁協合併につきましては、漁協系統挙げて合併促進への決意

を新たにしまして、全漁連を初め関係漁連の中に既に専任の部署を設置して、諸準備を進めているところであります。

改正法案についての専門的な意見は、事業実施団体であります漁連連の小林副会長にお願いすることにしてありますが、漁業共済制度の母体であります漁協系統を代表する立場から、一言所信を申し述べさせていただきます。

先生方御高承のとおり、本漁業共済制度は、中小漁業者が漁海況の変化、不慮の事故等によってこむる損失を相互扶助の精神で補てんし合うことを目的に発足した制度でございます。その後、水産業の担う使命の重大さから国の制度として位置づけられ、漁業経営上の収支を補てんする唯一の制度として、今日まで大きな役割を果たしてきております。特に、今日の厳しい漁業環境のもとで、漁業関係者の本制度への期待はますます高まっております。

しかし、経営悪化による加入の伸び悩みと近年の共済事故の多発により、収支は著しく悪化し、現行制度では現在の漁業実態に即応し得ない面が多々生じております。先生方の御尽力をいただき、昭和三十三年の発足以来、数度にわたり制度改正が行われてまいりましたが、これは、本制度が真に漁業経営の支えとなつて、経営安定対策として抜本的役割を果たす制度に成長することを皆が願ったからであります。

今回の改正につきましても、漁協系統の中では漁業制度確立推進中央本部を中心に鋭意検討、協議を重ねてまいりました。さらに、水産庁に設置された漁業共済制度検討協議会の場においても、十分に御協議をいただいております。

今回の検討の焦点であつて、制度改善の大きな柱は、何といつても加入の普遍的拡大を図ることであり、共済制度は、同様な危険にさらされ

ている者が多数参加して初めて、事業の健全かつ円滑な運営が図られるものであります。このため、今回提案の漁協契約方式の導入は、今後の加入促進の大きなことになるものと期待しております。また、収支改善のための改正案につきましても、本制度の円滑なる運営に資するものと考えております。

漁業経営の安定にとって、漁業共済制度は必要不可欠のものである一方、漁協の推進体制基盤の強化なくしては、本制度の拡充も望めないという関係にあります。このため漁協系統挙げて、さらに取り組んでまいる所存でありますので、ぜひとも可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、関連しまして、本漁協制度の基盤である我が国漁業と漁協が今日置かれている現状とこれの基本対策について、若干の私見を申し述べたいと存じます。

先生方御高承のとおり、二度のオイルショック以降、これまで漁業の発展を支えてきた諸条件がことごとく失われ、我が国水産業の状況は著しく変化しております。すなわち、海外漁場からの撤退、我が国二百海里内の資源悪化、魚価の低迷、漁業・漁協経営の悪化、漁村の活力低下等々であります。

このような状況下にあつて、我々の使命は、我が国水産業の再構築を図り、二十一世紀に向けての将来展望を切り開いていくことであり、この基本方向について、私は次のように考えております。

まず、漁協を水産業と漁村振興の中心的な担い手として位置づけることであります。そして、漁業を単に第一次産業すなわち生産という役割にとどまらせることなく、広く消費者のニーズに沿って、生産から流通・消費に至る一貫体制をつくり、消費者に密着した食品産業として確立すること。さらに、都市住民との交流を深め、自然、景観、文化、海面利用等、漁村の特性を生かした幅広いサービスを提供することにより、漁村に付加価値を集め、その活性化を図ることが必要だと考えております。この基本的な考え方に立って、我が国

水産業が現在直面している諸問題に取り組み、難局を打開していきたいと考えております。時間の関係がありますので、次の五点に絞って簡単に意見を申し述べさせていただきます。

まず一に、資源・漁場問題であります。二百海里体制へ移行して十年間が経過したわけですが、今や、我が国の漁業生産量の八割は我が国二百海里内漁業に頼らざるを得ない状況となっております。しかし、我が国周辺漁場における資源は悪化し、漁獲不振は長期化しております。

二百海里内の限られた資源・漁場を有効的に、しかも永続的に利用していく体制を早急に確立することが最大の課題となっております。このため、漁場の整備開発と栽培漁業の一層の推進、いわゆる畑づくりと種づくりが今後さらに積極的推進される必要があると存じます。さらに、資源の管理体制を確立するために、資源状況の把握とともに資源に対する我が国の管轄権を確保することも大切なことであります。このため、二百海里全面適用の一日も早い実現が求められているところであります。

また、資源量と漁獲努力量との調和を図ることも不可欠なことであります。近年における漁船の大型化、漁労設備の高度化は、操業の省力化と生産性の向上をもたらした反面、限りある資源量に対して過剰投資となり、資源枯渇を招く結果となりました。これに漁獲低迷が拍車をかけて、漁業経営が今日の危機的状況に至ったことを身にしみて痛感いたしております。このような現状を打破するために、漁協系統では計画漁の実施、資源管理型漁業等の確立に向け、必死の覚悟で取り組んでおります。

これらの自主・共同管理を円滑に進めるため、行政においても種々御指導をいただいておりますが、さらに自主努力と相まって真の二百海里時代に対応した漁業諸制度のあり方についても見直しが行われるよう願うものであります。

次に輸入水産物問題であります。昭和六十二年の輸入水産物は、急激な円高と海

外漁場からの締め出し等の原因により、量、額とも史上最高となりました。これの国内価格への影響は必至であります。悲しいかな我々にはこのような輸入増加に対して有効な歯止め措置を持っておりません。国民食糧として重要な位置を占める水産物がかくも輸入に頼っている現状に対し、果たしてこれだけでよいのか非常に危惧を抱くものであります。

開放経済下にあつて、輸入対策の基本は、品質・価格面で輸入水産物に対抗できる体制に強化してゆくことであります。我が国水産業の場合には、まだまだ幾多の保護を仰がざるを得ない状況であります。このため、IQ枠の堅持等秩序ある輸入制度の一日も早い確立を強く望む次第であります。

第三に、消費・流通への取り組みについてであります。国民所得の向上と生活様式の多様化は、我が国の消費構造を大きく変化させました。水産物に対する消費者ニーズも、グルメ志向や活魚需要、簡便化、健康増進等多様化しております。畜産物や輸入水産物との厳しい競争の中で、消費者ニーズに対応し得る加工・流通体制の整備が急がれております。しかし、漁協販売事業の実態は総じて取扱規模が小さく、取扱高・収益には減退傾向が見られます。出荷体制においても旧態依然としたところがあり、価格形成面で漁業者の主体制が発揮されにくい状況であります。

このため、漁協系統は付加価値の高い加工・流通分野への取り組みを拡大するとともに、消費・価格対策を積極的に行い、魚価安定と所得向上を実現することによって漁村の活性化及び組織強化等を図ってまいりたいと存じます。

第四に、漁協組織の機能強化についてであります。漁協はその事業活動を通じて組合員の営漁と生活の向上に寄与するとともに、地域振興の担い手としての役割を期待されております。しかし、漁業経営の不振に伴う財務基盤の悪化やその小規模性等により、組合員や地域への負担に十分こたえ

ることができないのが現状であります。資源・漁場、消費・流通、海面の多目的利用状況等、水産業・漁村をめぐる環境が大きく変貌している中で、漁協系統がこれらの諸問題に的確に対応していくことが、水産業の将来展望を切り開くための大きな試金石であると言えます。

このため、現在財務体質の改善を図るために不振漁協の再建整備を進めるとともに、信用事業のオンライン化を促進し、金融機能の整備、経営の合理化を図っているところであります。また、全体的な組織体制の整備・機能の強化及び経営の安全を図るため、事業統合とあわせ、漁協合併を積極的に推進してまいりたいと存じております。これが、先般漁協合併助成法の改正をお願いしたゆえんであります。

最後に、遊漁・レジャー・海洋開発の問題であります。近年、国民の余暇の増大等により遊漁を初めとした海洋性レクリエーションが増加し、海面利用等をめぐるトラブルが各地で深刻化しております。また、地域振興の観点からリゾート整備計画も各地で進められており、これらの調整が大きな課題となりつつあります。我々漁業関係者は、これらを単に排除するのではなく、情勢変化を的確に受けとめ、漁村の活性化のためにレクリエーションや海洋開発との調査・共存を図ってきたいと思っております。

このため、漁協系統としても遊漁者との協議やレクリエーション事業への積極的な取り組みを進めることとしておりますが、政府・国会におかれましても漁業振興との調和を第一とし、現行諸制度の見直し及び海洋開発に対しては事前協議はもちろん、実効的な調整方策が確立されることをお願いする次第であります。

幸いに我々は我が国周辺に世界有数の好漁場を有し、また背後を魚食民族としての我が国民に強く支えられております。このため、我が国水産業の明るい展望を切り開いていくことは決して不可能ではないと強く確信をいたしておるわけでござ

います。我々は、希望を持って我が国水産業の再構築に努力をしてまいりたいと存じておる次第でございます。

以上申し述べた次第でございますけれども、最後に本日の本題の漁業法の改正につきましては、既に原案作成の段階で政府とも十分議論を展開いたしておりますので、何とぞ完全に通過していただきますように心からお願い申し上げますとともに、政省令に譲る部分もたくさんございますので、今後一層諸先生方のお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが陳述とさせていただきます。ありがとうございます（拍手）

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に、小林参考人をお願いいたします。

○小林参考人 おはようございます。私は全国漁業共済組合連合会の副会長をやっております小林大助と申します。

本日、この委員会で政府より御提案されております漁業法の一部を改正する法律案を審議していただくというところにつきまして意見を述べ、こういうようなチャンスを与えていただきまして非常にありがたく感謝しております。なおまた、平素漁業共済事業に関しましては大変な御心配や御指導をいただいておりますことにつきまして、この機会にあわせてお礼を申し上げます。

私は、漁業共済事業実施団体である漁漁連の副会長という立場から、漁業共済事業の当面している課題につきまして簡単に御説明申し上げ、その後改正法案についての所信を申し述べたい、こういうふうに思っておりますのでよろしく願います。

漁業災害補償制度は、既に御高承のとおり昭和三十九年に法律に基づく制度として発足をいたしましたのでございます。以来きょうまで二十四年間経過しております。この間、昭和四十二年の法律改正で政府の保険事業が開始されたということによって名実ともに災害補償制度となったわけであり、以来、時代の変遷に応じて制度の仕組み

がより漁業の実態に即応するように、あるいはまた普遍的加入が図られるようにという目的から、四十九年、五十七年と二度にわたる法律改正をお願いしていただきました。同時に、累次にわたって政省令、告示等の改正を行っていただき、恒久制度としての充実強化が図られてまいりましたのでございます。

申すまでもなく、この制度は、漁業経営にとって宿命的とも言える自然的な制約に対して、その損失を救済し、再生産の確保を目的として創設されたものであります。そして、中小漁業者の相互救済の精神を基調としており、これに政府が保険事業また漁業者の負担する掛金に対する助成等の財政的な裏打ちを行うということで、農漁制度に見合う制度として確立されてまいりましたものであります。したがって、私どもは、この制度の担い手はまず系統組織であり、さらにその組合員たる漁業者であるという認識のもとに事業を進めてまいっております。漁業経営にとつてはまことに厳しい近年の環境の中にあつて、漁業制度が漁業経営の安定と漁業再生産確保のために重要な役割を果たしてきているということを我々は確信しております。

しかし、一方、加入の状況を見ますと、残念ながら依然として加入の普遍化がまだ不十分であるという問題があり、これが私どもの最大の課題と考えているところでございます。

共済・保険制度におきましては、言うまでもなく全国的な普遍的加入がなされ、危険分散が図られるということによって事業の健全化も確保されていくということが不可欠であり、全国の漁業者がこぞって利用していくことが理想であります。私ども、その理想に向かって、日夜加入推進に最大の努力をいたしておるわけですが、任意加入という建前の中で、思うように普遍化が図られないということもまた事実であります。

このような状況を打開すべく、私どもは累次にわたって総加入運動というものを展開し、加入の普遍化に努めている最中ではありますが、加入が進

まない原因を考えてみますと、漁獲共済にあつては漁獲金額の把握ができないというものも相当にございます。これは共販体制の整備等によつてか方法がないわけであり、その他、制度がいろいろと導入されていく過程の中で、非常に難しい、わかりにくいというような問題等もございまして、義務加入という制度が導入されたのが四十九年でございまして、このことによつてかなりの伸びを示しましたが、やはり全体がなかなかまとまらないうような実情もございまして、せっかくの全数加入というような問題が崩れていくというやうなこともございます。あるいは補償水準について漁業者の感覚といえますか期待、希望と十分にマッチしない等の問題もあるかと思ひます。加えて、近年は非常に漁業の状況が難しいというやうなことで、掛金調達が苦しいというやうな問題もございまして。

しかし、一方では、漁業者の漁業共済事業への期待は環境が悪くなればなるほど大きく、こぞって制度の改正というやうなことを願つておるわけでございます。これにつきまして、系統団体あるいは国を初め都道府県も漁業制度に対していろいろな援助をいたしておりますが、この制度をさらに漁業者が広く利用し、自然災害や不漁に備えるというやうなことを完全に果たしてこそ、法の目指す政策目的に十分にこたえるということであらうと考えております。

こういう観点から、私どもは今回の改正に当たつても、加入の普遍化を最大の課題として要望してまいつてきたところでございますが、改正法案ではおおむねこの方向に沿つて取り入れられていると私は考えております。特に今回の改正の一番大きな柱は、漁業協同組合が直接共済契約に関与する漁協一括契約が導入されるということであり、これは加入を広げていく一つの大きなことになるといふやうに大きく期待しておるわけでございます。

現在、我が国漁業の将来展望といひますか進むべき方向につきましては、既に真剣に各方面で論

議されておりますが、限りある資源の維持管理を今後どう図っていくかという問題、漁業者の営漁対策をどう進めていくかというやうなことが大きな課題と考えており、このためには漁協自身が直接海の生産面に関与してより積極的な役割を果たしていくべき時期にあると考えられます。これは個々の漁業者が従来のように単に魚を競争してとればよいというやうなことから、営漁計画というやうなことで、基本的な転換を意味するものであると信じておるわけでございます。このため、漁協の指導力、統率力がますます必要になつてきますが、この場合の災害、不漁に対しての保全策としての漁災の役割は、漁業者はもちろん漁協自身にとつてもますます重要な位置を占めることになるわけでございます。

今回改正を予定されております漁協契約方式は、漁業者加入意向いかんが原則ではあります。まさに漁協の指導力に期待して事業展開を図るやうとするものであり、漁業事業については漁協みずから資源管理と相まって進めていくというやうな点で、明らかにこの漁協が協同組合の中において位置づけられたものと理解しております。共済団体としては、この漁協契約方式の導入というものを、今後の本制度の総合的發展のために大きな力を発揮すべく最善の努力をいたしたい、かやうに思つておるわけで、今回の法改正の大きな柱という意味では高く評価し、また漁協が率先して取り組めるやうに、魅力ある仕組みとなるやうに希望しているわけでございます。

次に、特定養殖共済の本格実施に関する改正であります。

今までノリ養殖業につきましては、制度発足時から物損方式という仕組みでやつてまいっているわけですが、その後のノリ養殖実態の変化に対応する仕組みが必要だということから、昭和四十九年以降は、漁協の共販を基礎とする収獲金額方式を試験的に実施してまいつておるわけでございます。この試験実施は十四年を経過しており、前回五十七年法改正時においても、すみやかに本格

実施に移行するよう努めること。」という附帯決議が付けられている経緯がございます。今回の改正案におきましては、試験実施の方式が養殖実態及び漁業者の共済需要にも適合していることからこの仕組みを改正し、本格実施とすることであり、私どもの要望が相当程度取り入れられた内容となっております。

仕組みの改正として大きな点は、個別加入、個別でん補を基本とすることであり、また先ほど申し上げました漁協契約方式を採用していることであります。さらに、義務加入、長期共済の導入を実施しようというものであります。私どもも本格実施を強く要望してまいりましたものであり、この実現によって、ノリ養殖業の加入の普通化というものが十分に図られるものと大きく期待しているわけでございます。ただ、試験実施が長期にわたっており、また、従来の物損方式である本則共済で加入してきている漁業者も多いという実情もございいますから、本格実施に伴って、この新制度への移行が円滑にいくための措置も必要と考えて、特段の措置を政府にお願いしているところであります。

さて、今回の法律改正案では五つの項目が盛り込まれているわけがございます。この中には先ほど申し上げましたような漁協契約の導入というような漁業者及び共済団体の立場から見ても非常にありがたいという事項もございいますが、やや厳しくなるといふ改正事項もございいます。このことは、近年の共済事故多発という事実の中で、この制度が恒久的な制度として確立していくためには、共済事業収支を長期的に均衡させていくことが必要であるという観点に立つて改正が必要とされるものと受けとめておりますが、それはサケ・マス大型定置漁業に対する基準漁獲数量方式の導入であり、再共済、保険段階における責任分担の見直しの問題であります。

サケ・マス定置漁業の数量方式の導入は、金額的に事故に該当していても、漁獲数量が一定量以上確保されている場合には、一定の方式で共済金

を減額するということもございいます。サケ・マス定置は、ふ化放流事業をもとに我が国河川に回帰してくるシロサケを漁獲するという漁業であり、この点に着目しての数量方式の導入と聞き及んでおります。

この漁業が、五十八年から四年間連続して大きな事故に該当したということ、今回の措置もまたやむを得ないものと受けとめてはおりますが、漁獲共済の基本はPQ方式でありますので、今回の措置はあくまで特例として、サケ・マス定置に限定されるべきものと理解しております。

また、責任分担の見直しの問題につきましては、通常の事故発生の場合にあつては、特に大きな問題はなにもないものと受けとめておりますが、仮に集中的に大きな事故が発生しますと、負担が現在よりも増加するということになりまして、今回の改正によって、私どももいたしまして、従来に増して自主的な運営努力を強化いたさねばと前向きにとらえておりますが、現在でも相当の赤字を抱えている組合もございいますので、共済団体の経営に支障の生じないよう、指導援助を政府にお願いしたいと考えているところでございます。

なお、これからの沿岸漁業に占める養殖業のウエートはますます高くなるものと思われ、新しい養殖種類もふえてきております。このため、共済の追加需要も数多く出てまいっておりますので、こういう新規事業の実施につきましても今後素早く対応していただくように希望をいたしているところでございます。

以上、いろいろと申し述べましたが、漁業にとつても漁済事業にとつても非常に難しい時期にこういう制度改正が出てまいりました。したがって、改正案の中身は、我々から見ますと改善される面とやや厳しくなる面とがあるわけでございますが、これらはお互いに不離一体といえますか、切り離して考えられない問題でございいます。私どもは、そういう観点から全体を総合的に見ましてこの改正法案を評価し、前向きにとらえていくと現実的な判断をして賛成しておる次第でございます。

でございます。

大変側面な陳述を展開いたしました。我々共済団体の立場も十分に御理解いただいたて、この法律改正案の御審議を促進し、ぜひ早急に通過するようにお願いしたい、こういうふうに思うわけでございます。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に、中井参考人をお願いいたします。

○中井参考人 東京水産大学の中井でございます。参考人としてごく簡単に御意見を申し上げます。

御承知のように、現在日本経済を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっております。諸外国の日本に対する貿易自由化の要求は非常に厳しく、特に日本の食糧産業も、従来のような日本の国策でいいのかという反省の時期に到達しております。つまり国際化にどう対応すべきかという重大な局面を迎えておまして、当面牛肉あるいはオレンジというもので農業問題が大きくクローズアップされておりますけれども、水産業、これは食糧産業の重要な部分であります。これも決して例外ではございません。

先ほど宮原会長が説明しておりましたが、最近の水産物の輸入というのは非常に増加しております。昭和六十二年の数字を見ますと、輸入量が二百萬トンを超えておる。それから金額で一兆二千億円といったような状態。これは過去十年間に量で二倍以上、それから金額では四倍の問題がありまして若干増加が少ないですが、それでも二倍近い増加であります。

一方、国内生産量の方は、この十年間に生産量でたつた二割程度、生産額では一割以下といったような状態。こういったアンバランスな供給状態というものが現在の日本水産業の実態でございまして、これはとりもなおさず日本の水産業がいよいよ国際化してきたということのあらわれでございいます。

この輸入が激増してきた理由というのはいろいろ

あるわけでございますが、基本的な点だけを申し上げますと、日本の国内水産業というものが国内の需要に対して量的、質的に十分対応しておらないのではないかと、このことを基本的な問題として意識しなければならぬと思っております。つまり、二百海里時代に入つて既に十年たつておりますけれども、この二百海里時代という新しい海洋秩序の時代に即応して日本の二百海里の中の資源をいかに大事にし、有効に活用して、そして国民の消費はどんどん変わつておりますから、この変化に十分対応して供給していくといったような、日本の水産業自体の構造改善というものが十分進まなかった、現在行われておりますけれども、十分でないというところに最大の理由があるのではないかと。要するに、国際化に対応するという面での問題が最大の課題ではないかと思うわけであります。つまり輸入とかあるいは消費とかそういうものはいわゆる市場原理というものがあつたわけで、国際的な市場原理に十分対応して生産体制が確立されるということ、これは農業問題と比べて非常に参考にならない水産業の課題だと思っております。

そこで、それじゃ一体どうしたらいいのかというところでございまして、具体的には資源管理型漁業を国内で構築していかなければいけないということになろうかと思ひます。この内容につきましては、詳しくはまた御質問があればお答えいたしますが、要するに我々に与えられた国内の資源というのは、これは客観的に自然現象、自然法則として与えられておるものでありますから、それを的確に把握して的確に利用していくというやり方、これは従来のように漁業者がそれぞれ勝手にと言つたら語弊がありますが、それぞれ競争して個々に少くも余計とらうというやうなやり方、やめていく、これは別な言葉で言いますと資源収奪型漁業というやうな言葉がありますけれども、そういう形ではなくて、本当に資源を十分見きわめて、それに見合った漁業をやっていくということになるわけでございます。

そういう意味で、現在審議になっております漁業災害補償法、これが実は現在の日本の漁業のそういった補償に対する唯一の制度でございます。諸外国を見ましても、実は漁獲に対する補償というのは行われておりません。そういう意味では、この補償制度があるということは、日本の水産業がいかにか世界的に進歩しておるかという一つのあらわれだというふうに私は思っておりますが、こういうものがあるわけであります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石破茂君。

○石破委員 参考人のお三方におかれましては、大変に御多用のところをお出ましをいただきまして、農林水産委員会におきまして本当に貴重な御意見を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。

時間が限られておりますので、総論的にお尋ねをいたしたいと思います。

度となっていないのか。一番大きいのはな
 かるうか。それに見合ひましてもちろん多くの掛
 金助成等をいただいておりますが、小さい漁業者
 にとつて掛金の負担がかなり厳しいという面もござ
 います。それから、先ほど申し上げましたけれ
 どもいわれる共同販売体制、最近は非常に整備さ
 れてきておりますけれども、これができてない。
 これは、不可抗力的な理由で漁獲が把握できませ
 んので、保険設計に乗らないという問題等がござ

うふうに言われております。私の選挙区の漁連さんにおかれましても、大変な努力は今までもししておられるわけですが、今回それが正面に出てこられるいうことに相なりました。実際、各県の漁協の態様並びに役員、職員の意識、これのように高揚していけるか、具体的な施策等についてお教をいただければありがたいと存じます。

○宮原参考人 従来、漁災法が数次にわたって改

いますので、これで終わらせていただきたいと思
います。

○菊池委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 社会党の田中です。参考人の皆
さん大変お忙しい中貴重な御意見をちょうだい
たしまして、漁業制度のこれからの審議に大変参
考にさせていただきますことをお礼を申し上げ
たいと思います。自民党の先生の続きの格好を
とりまして中井先生の方からお尋ねをまずさ
せていただきます。

今資源管理型漁業ということにつきまして重
な御意見いただきましたし、私どももおしやる
とおりでと思うわけですが、この資源管理
型漁業を進めるために今一つの問題になってお
りますのは漁業権の問題、非常に大きな問題であ
ります。中でも栽培漁業権というのにつきまして、
これを認めるか認めないか。栽培漁業というの
が非常に大きくなってまいっておるわけであり
ますが、これにつきまして、漁業権と絡んでこの際
先生の御見解を承っておきたいと思います。

○中井参考人 資源管理型漁業でございますが、
資源管理型漁業といふのは、私は三つの要素
が一体になったものであろうというふうに考
えております。

一つは、まず資源を保護する。資源を保護し、な
おかつ資源を増殖するという体制、これがまず第
一。

第二には、その資源をいかに有効に利用するか。
この有効に利用するということは資源を乱獲しな
いということであり、同時に生産費にむだな経費
を使わないように、なるべくコストを安くして生
産をするということでもあります。これが第二。

そして第三は、消費者の要求に見合った魚をつ
くり出して供給する。つまり商品をつくるわけ
ですから、需要に見合った商品をつくるわけで
す。

こういう三つの要素がいわゆる三位一体にな
った漁業、これが資源管理型漁業であると思
います。そうなりますと、これは生産所得の関数でありま
す生産量、それからコストそしてプライス、価格

が必然的にプラスに作用しまして、生産所得の増
加というものが必然的に出てくる、こういうこと
になるわけであります。

そこで、お尋ねの栽培漁業でありますけれども、
栽培漁業というのは、目的は一つであります。国
が実施主体が非常にばらばらであります。国が
種苗を生産し、それを協同組合が購入して放流を
する。なお、その放流したものを育成管理するの
が漁協、そして実際にとるのは漁民、こういうこ
とでそれぞれの主体が違う。しかも、それぞれが
必ずしも十分に統一した目標のもとに一体化され
た形でない、こういうところに今の栽培漁業の問
題点があるわけであります。ですから、例えばア
ワビの問題を取り上げても、各都道府県の栽培
漁業センターが膨大なアワビの放流をやってお
りますけれども、アワビの国内生産量というのは
一向にふえておりません。それを見ましても、放
流まではうまくいくのですけれども、育成してと
るという段階ではまだまだこれが不十分である。
そういう意味で、栽培漁業というものはやはり目
標が一つである。したがって、その目標に統一で
きるような一体となった経営組織といふものが必
要ではないかというふうに私は考えております。

そういう意味で、そういうものが一定の漁業権
を持つてやるということが一番安定した栽培漁業
のあり方ではないか。そういう意味で、今お尋ね
の栽培漁業の漁業権というの、これは十分今後
検討していかなければならない課題であらうと思
います。その場合に、栽培漁業権をだれが持つか
ということが実は一番大事なことでありまして、
この点を十分議論していただいて、やはり的確な
所有主体を確立するということが留意点ではない
かというふうに考えております。

○田中(恒)委員 ありがとうございます。
今先生も最後に結ばれましたが、我が国の漁業
が極めて厳しい国際的あるいは国内的な課題に直
面しておるわけであります。そこで一番考えなけ
ればいけないのは、主体をどこに置かうという問
題。その際に、きょうの御三人の御意見をお聞き

いたしましたも、やはり漁協というものが強く
なり漁村において大きな影響力を持つ、こういうこ
とが一番重要である、こういうふうに御三方の御
意見の共通点として私は認識させていただいたわ
けであります。

今問題になっております漁業制度の中で漁協の
加入というのが一つの大きな柱になっておるわけ
であります。この点につきまして全漁連の宮原
会長さんの方から今、総合的な施策の中で漁協が
漁民の加入といふものを担当し得る条件をつく
っていく、こういう意味の御答弁をいただいたわけ
です。これは非常に難しいことですからさまたま
すが、やはり中でも漁協の中の指導部といふもの、
私も多少協同組合に関係した者として、やはりこ
れは漁協の組合長、これがしやんとしないと、指
導部の部長とか指導員とか、こういうことで事が
済むような問題じゃないかと思うのです。ですから、
職でいけば組合長であります。組合長を頂
点とする指導事業といふものについて本格的に系
統漁協が力を注ぐ状況にこの問題一つを考えても
あるんだらうと私は思うのです。その辺につきま
して、全漁連の方で漁協の指導事業といふものを
どういうふうに考えて進めようとしていらっしゃ
るか、要約で結構でございますが、お知らせをい
ただきたいと思うわけであります。

○宮原参考人 先生の今おっしゃられたこと、非
常に重要な問題でございますので、全漁連といた
しましては、三年に一回全国漁協大会を開催いた
しまして、特に将来の漁村のあり方を分析しなが
ら、新しい三年間にどういふ問題に取り組むのか
という決議をし、その中間点においてその実行の
状態を検証しながらまた新しい策を講ずるとい
うようなことで指導体制の強化、整備といふもの
を進めておるわけでございますけれども、最近水産
庁の肝いりもいただきまして、各現地に青年漁業
士あるいは指導漁業士といふような制度をつくり
まして、各浜にそういつたすぐれた人材を配置し
ながら全体の指導教育に当たっていくということ

で体制を逐次固めてきておりますので、国の制度
としてあります改良普及員の活用と相まちまし
て、要するに組合が一体となった形でそういうも
のと連携した指導体制を進める。

また、全漁連におきましては、系統指導の基本
問題ということで教育基本方針といふものを今回
策定いたしました。三月末に委員会から会長あて
の答申をいただきましたが、それに基づいて全国
各地にいわゆる指導員養成といふものを拡充
していきたい、このように考えておりますし、
私自身、多年全国漁業協同組合学校といふのを主
宰いたしておりました。全国の市町村から漁協職
員の中で学校に入学を希望する者あるいは高校卒
業の者等を含めて毎年五十名前後の職員を、千葉
の柏に学校をつくっておりました。そういう者の
教育をしながらそれを漁村に送り込む。今それが
二千名ぐらい各地に配置されておるといふことで
ございまして、いろいろとそういう面で総合的
に指導体制の整備を図るといふことに努力をいた
しておる次第でございます。

○田中(恒)委員 たくさんお尋ねしたいことがあ
りますが、時間の関係で小林参考人に一つだけお
尋ねいたします。

それは、漁家が入りやすい、魅力を感じるとい
うことになりまして、掛金と共済金の関係とい
うのが、実際問題としては人間である以上これは当
然であります。そういう場合に、最近この共済制
度というものが、一面では、例えば北海道とか裏
日本など、日本漁業の厳しい側面を真っ正面から
受けているところでは非常に大きな期待が出てき
ておる。しかしまた反面、掛金を掛けただけでも
三年も五年もほとんど恩恵がないというところも
出てきて、この格差が非常に出てきておる。こ
ういふものが極めて強くなつてきておる。こ
ういふものに対して少しづつこの制度の改正や運営
の改善が行われておるわけでありまして、こ
ういふものを直すために、今すぐでなくとも、将来の
方向としてこういう方向が考えられるのではない

ありますが、改正ごとの若干の手直しはいたし方ないといえども、根幹にかかわるものについてはいちやんとしておくべきではないかと思うのです。そこで、漁業制度における役割または責任はどうかという御提言がございましたら、申しにくいでしょうか一言おっしゃっていただきたい。

○小林参考人 先生おっしゃるとおりで、七億というの、それを償還すべき若干の掛金率率の上に乗せてありますから、計画どおり加入が推測していけばまさに無利子の状態でそれを返還していけるという形でございしますが、現在少し私どもの方が持ち出しになって毎年七億ずつ払っております。まだ七十億棚上げ分のうち、既に本年度末でお支払いしたものを除きましてさらに五十七億棚上げと二回やっておりますから、まだかなりの棚上げを持っております。これは加入の普遍化に取り組むということで長期的に埋めていかざるを得ない。

それから、今度の団体責任の問題につきましては、国に特に御要請したいことは、先ほど説明いたしましたとおり上限設定とか、それから特別に集中的なものが出た場合に何らかの措置を講ずるということになっておりますが、これを国の責任において着実に履行していただく。そういたしますと、最近三カ年間の状況を見ておりますと、各三十九の共済組合も事業的に黒字県がふえてまいっております。それから連合会の方も、先生御指摘のとおり七億分を差し引きまして若干の黒字が出るという年も出てまいりまして、逐次好転しつつあるというように、集中的な大きな事故というものの対して国が何らかの手当てをされる、団体の責任の範疇を超えるようなものに何らかの措置を加えていただくならば、今度の普及推進を積極的にやることによってむしろ保有掛金を多く持つていくということで、気の長い話でございしますが、着実に長期的には赤字を埋めていけるんじゃないだろうか、こういうふうに思っています。したがって、先生御指摘の国の責任という

分について何を望むかということでありませうば、やはり集中的な大きな事故、これに対しては国が団体の範疇を超えるものとして措置してほしいということでございます。

○吉浦委員 ありがとうございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

○神田委員 参考人の皆さん、大変貴重な御意見をありがとうございます。せっかくの機会でありますので漁業制度に限らず広く日本漁業のあり方についてまず御意見をいただきたいと思うのでありますが、最初に宮原会長さんにお伺いいたします。

全漁連では去る三月に「水産業の基本問題に関する検討中間報告」を出されております。会長として我が国経済社会の中で水産業がどのような役割を果たしていくべきであるというふうに考えているのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

同時に、水産業の発展のためには系統漁業といましてどのような努力をしなければならぬのか、さらには、行政に対してどういうことを期待しているのか、宮原会長さんの水産哲学といひますか基本的な考え方を聞かせいただきたいと思ひます。

○宮原参考人 全漁連の中間報告を御検討いただいておりますことにつきまして心からお礼を申し上げたいと思ひますが、水産庁におきましても基本問題の検討会で中間報告が出されておるわけでございします。私もどうしても役所のその中間報告を横にらみながら全漁連としての考え方をただいままとめつつある次第でありますけれども、御案内のように水産業の役割というものを今回行政とも一緒にひとつ鮮明にしておりますのは、要するに食料水産物の安定供給あるいは雇用機会、海の文化の継承、海洋リゾートとしての場所の提供といったような問題を水産業の広い意味での役割として想定をいたしておるわけでございします。

私もとしては、二十一世紀に向けて漁業が日本全体の産業の中でどういう役割を占めながら今後発展していくべきかということに視点を置きながら問題の解明を急いでおる次第でありますけれども、今や漁業をめぐって諸般の情勢からして、日本の二百海里内の漁場というものの整備開発を図りながら豊かな海づくりを推進する、そしてその豊かな海づくりの中で国民に対して安全でしかも健康な食品を安定的に供給する体制をつくるということを主眼に置きながら、それをするためには今や漁業協同組合の活性化といひますか、基盤整備といひますか基本であつて、その漁業協同組合の基盤整備といひますか、先ほどの漁協合併の問題もありまして、そういうものを通じて漁村の活性化を図つてまいらう。その中で、単に漁業が生産という分野、いわゆる第一次産業の面にとどまることなく加工、流通という面にも、それからまた、リゾートの場の提供としての広い意味での第一次産業の部分にも、漁業を核としながら、漁業を中心としながら展開する方向といひます。この機会に創設をして、付加価値の高い総合的な漁業といひますものを漁村の中に根づかせていきたい、こういうことを我々としては考えながら、先ほど申しましたけれども三年に一回、全国漁協大会というものを開催して研修をし、さらに新しい方策を講ずるというように努力をしております。

そういうためにも行政に対してはさらに力強いバックアップを必要とす。輸入水産物の例を一つとらえてみても、今や私もとしては打つ手がないう状態にまでストリップになつておりますけれども、わずかに残つておりますIQ物資等につきましてもその枠づけを明確にしながら、しかも中小漁業の経営の安定を図るという意味でこれ以上の開放というものについては慎重にチャックをひとつ締めていただかなければならぬと、非自由化品目について政府が中へ入つてもらつて、例えばカツオ・マグロのようなものであれば台湾、韓国と自主的協議を図ると

か、あるいはワカメ等においても中国、韓国等とも自主的調整を図つて秩序ある輸入体制を講ずるといふようなことにもう少し行政も力を入れてほしいと思ひます。

さらにまた豊かな海をつくりながら資源管理型漁業を展開すると申しましたが、先ほどの問題にもありますように社会環境が大きく変わつておる中での漁業、それから漁業内部が極めて複雑に入り込んでいる中での遊漁、密漁等々を含めた資源管理型漁業への展開の中でのルールづくりといったようなものにつきましても、単に漁業者の自主的努力ということだけでは、制度上の見直しについてもこの機会にもう少し広い視野で問題の検討に入つてもらふなければいかぬ。例えばつくり育てる漁業を見ますと、先に種をまいたものがとれる権利があるのか、とつたものがその代償を支払うのかといったような問題も含めると、今漁業の問題は単なるハードの問題だけではなしにソフト面で極めて重大な時期に差しつかつてきておるといふことの中で、私もとしては行政にそういうものの基本問題についての慎重な検討を今後お願いしてまいりたい、このように考えておるわけでございします。

系統としてどう考えるかということについては、私は一にも二にも漁協合併、事業統合の推進による漁協の基盤整備ということはこの機会に中心課題としてとらえながら、それを核として水産業の振興に当たつてまいりたい、このような決意でおる次第でございします。

以上で終わります。

○神田委員 ただいま水産物の輸入問題にかなり具体的なお答えをいただきましたが、中井先生にお尋ねいたします。

このままさらに円高が続けば、水産物の輸入が多くなつてくる。同時に日本の漁業が受ける影響も大変深刻なものになつてくるというふうに考えております。それで、ある意味では一定の秩序化というものが輸入に関しまして必要ではないかというふうに考えておりますが、全漁連の宮原会長

さんの方からはたゞいまお答えいただいた形になっておりますけれども、中井先生といたしましては、この点、具体的な輸入規制措置等々についての考え方がございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中井参考人 私は、この輸入規制の問題は、食糧産業というものを国策として守っていくという観点では確かにある程度必要だと思ひます。また諸外国もかなりそういうことをやっておりますので当然必要だと思ひますけれども、しかしそれだけでは抗し切れない国際環境というものがあつてはならないか。したがつて、そういう国際環境の厳しさの中でも対応できるように国内の生産というもの確立する努力ということと同時に並行にやつていかなければいけない。したがつて、今いわれるIQの問題もありますし、それから輸入関税の問題もありますし、その他いろいろ水産物については輸入問題についての制度がありますが、それについて、やはり現状を維持するという体制はとりつても、それが抗し切れなくなつた場合にはこういうふうに対応するという対応手段を今から考へておかなければいけないのじゃないか、こういうふうと思ひております。

○神田委員 続いて宮原会長さんに御質問を申し上げますが、円高のもとで漁業のコストを下げていかなければならない。そうしますと、当然漁業の合理化、効率化ということを進めていくということになります。

そこで、この問題を進めていきますと、どうしても減船問題に当たるわけでありますが、この減船問題につきまして非常にいろいろ問題が出てまいっております。財源の措置の問題その他いろいろその都度問題になってきているわけでありまして、この点につきましてどういふふうなお考えをお持ちでありますか、お聞かせをいただきたいと思います。

○宮原参考人 今や漁業は大変な行き詰まりの状態の中で、各種業種別に減船問題がずっと断続的に続いておるわけでございます。国際規制上の観

点からする減船につきましては国が何分の助成をする、あるいは残つたものについては共補償という形でやりくりをするというような形のルールが今や定着してきておりますけれども、国際規制だということ政府に減船上の助成を要求している限界というものがだんだん来ましておるのではないかと心配をしております。政府においてもなかなか財布のひもがたくなつてきているという現実の中で、減船を必要とする場合の財源というものをどこに求めるかということについては極めて難しい問題でございます。最近我々としてはいろいろ議論として出ております。

まだこれは、申し上げると、そういうことであるのかということでもなかなか物議を醸すようなことですが、例へば栽培漁業の展開をする場合に、相当の資金を用意して、それを保留財源としながら資源をふやし、それをある一つの規制の中であつていくというふうなファンドをつくる必要があるのではないかと議論が出てきておりますが、その問題を拡大解釈していきますと、国全体の資源管理型漁業を達成するために、余れるものは減らしていくという思想が当然出てくる、そういうものをその栽培漁業の大きなファン

ドの中で賄える方策はないのか、あるのかというところまで行き着いてくるとはなかないかという気がいたしました。これは検討に値するということとで、今ひそかに考へているような次第でございます。

以上でございます。

○神田委員 最後に小林副会長さんに御ねをいたします。

サケ・マス定置につきまして、今回基準漁獲数量という考え方を導入して共済金の支払いを減らすという政府の考え方があつたわけでありまして、サケ・マス定置の共済金支払いがこのように増大している原因は一体どういふところにあるというふうに分析されておりますか、お伺ひしたいのです。

五十八年から六十一年まで大変な金額を払つております。その原因は、やはり六十一年は大変な魚価安でございます。これは、ちなみにちよつと数字を御披露申し上げますと、私の記憶では非常に大変な回遊があつた年でございまして、約半値になつた、大体四〇％から五〇％価格がダウンしたというふうな状況で、尾数は非常にとりながら漁業者が大変な欠損をしておるといふのが六十一年でございます。それから、その次の年は、これは北海道は非常に広うございまして、御承知のとおり海岸線は東北六県に新潟県を合わせただけの海岸線を持つております。地域的な格差が非常にございまして、襟裳岬を中心とする周辺に漁が非常になかつた、それからオホーツクの一部分になつたところでは非常に格差が非常にあつた。とつたところは非常にとつたというふうな状況で、相当規模が大きいうございまして、そういう不漁があつたということによつて支払い共済金が増大したというふうなことです。

したがつて理由を申し上げれば、一に魚価安、二にやはり地域的な不漁による事故、それからやはり回遊経路が変わつた、そういう不適な条件が四年間継続して続いたということが原因でございます。

○神田委員 わかりました。ありがとうございます。

○菊池委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 参考人の皆さん、きょうは本当にありがとうございます。いろいろと勉強をさせていただきました。

私が最後でございますのでいささか重複を避けようと思ひますが、先ほどから輸入水産物の對抗上、輸入水産物では得られない品質、鮮度、特性等々で対抗するとともに、できるだけ低コストで生産を聞かせていただきました。このことは、さきに発表されました漁業白書の中でも強調されているところでございます。

ところが、今御承知のように新型間接税の問題

が取り上げられております。私は、せんだつて四月八日付の水産経済新聞を読ませていただきました。全漁連の御発言についても一応読ませていただきましたが、飲食料関係の非課税、漁具、漁網などの生産資材は非課税にするべきだ、そして消費者にそういうものを転嫁するということとは非常に困難であり、困難だからといって生産者がそれをかぶるということになると経営状態が非常に悪化してしまうのだといったような御発言をされておきかたと思ひます。あわせて中井先生にもこの点についてお伺ひをしておきたいわけですが、

○宮原参考人 水産物の取引形態につきましては先生方も御案内のようにほとんど競り、入札という形で処理をされておりますので、苦勞してコストをかけてつてきた水産物について、漁業者自身のみならず価格決定権を持っていないという宿命にあるわけでございます。したがつてまして生鮮食料品を非課税にしたいだくということとは、前回の売上税の問題のときにもいち早くそういった政策を打ち出していただきましたので安心をしたわけですが、残念ながら生産をするのに要する漁網その他の生産資材はすべて課税されるといふことになりますと、それらを漁業者が末端に転嫁するということも不可能でありますだけに、我々としてはその件についても非課税にしてほしいという要求をしたいわけですが、それをやりま

すともうあらゆるものが非課税品目になつてしまふということもありませんので、そこはひとつ知恵を出していただいて、ヨーロッパがやっておりますようなゼロ税率制度といったものの適用をこの機会に考へていただきたいといったこと、あるいは概算還付方式といったようなものを導入する形の中で生鮮食品の生産に要したコストについても非課税といった形で処理願ひたいという陳述をいたしましたような次第でございますので、再度申し上げます。

○中井参考人 私は、大型間接税そのものにつ

て実は反対の意見を持っておられるわけです。これはやはり最終的には消費者全体に転嫁されるという性格のものであります。したがって、日本の水産業が今後国際的な競争力を強めていくという面では非常にマイナスになる問題であるというふうな考えております。そういう意味で、できることならば、というよりは、この間接税はない方がいいというふうな考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

それでは、漁済連の小林参考人にお伺いをいたします。

漁業法全体で肝心なところが政省令にゆだねられている。言葉は悪いかもしれませんが、生かすも殺すも政省令次第と言いたくなるような感じがいたします。私どもは、政省令依存をもっと法律に格上げをして制度を強化する必要があるのじゃないかというふうに考えておりますが、この点ではどういう御意見をもちておられますか。また、今回の改正でも多く政省令にゆだねられておりますが、特に配慮を加えるべきだとお考えの点について御意見を聞かせてください。

それから、先ほど御意見を聞かせていただいた中で、ノリの物損方式を収獲金額方式に移行するについて円滑に進めるための措置を求めているという。それからもう一つは、養殖漁業と共済の問題についてもお触れになりました。大変恐縮ですけれども、再度この二点についてももう少し詳しく御意見を聞かせていただきたいところがございます。

○小林参考人 先生おっしゃいました政省令にゆだねる部分が多過ぎる、もっと法律に明記せよというふうな点、これは非常にごもっともな点があると思います。同時にまた私どもの経験で、最初漁業をやったときに、非常に細かいことまで法律で規定されて身動きがならないわけですね。まさに長短、どういふふうにとるべきかという問題は知恵を要するところではないかと思ひます。そういうふうな点で、やはり基本になる部分はしっかりと法律に決めていただきたいという希望を持っております。

ります。

それから、政省令にゆだねられる部分が実際に多い、そのとおりでございます。これによって実際の作業が進められていくというふうなことがございまして、現在問題になっております政省令の事項につきましては、第二号漁業というのがございまして、第二号漁業の対象範囲を拡大して、第一号共同漁業権漁業のうち漁船により行う漁業を第二号漁業に入れる、これなんか大変な、例えば例を一つ挙げて申し上げますと、千葉県なら千葉県のアワビをとっておる漁業者が、アワビのない時期に無動力の刺し網でエビをとる。しかし、その部分は今までは共済の対象にならなかったわけですね。そういうものも今度は第二号漁業の中へ入れてやろう。あるいはナマコをとっておる人を入れる。そういう道が開けたということで、政省令の中でできるだけ多くの品目を網羅して地域的な特色を生かしてほしいというのを申し入れております。

それから魚類養殖施設の追加の問題等につきましましては、養殖タイ、ハマチの小割生けすの施設を対象にしてほしいという問題。それから先ほど宮原会長がごちよとご触れになりましたけれども、被害に際した段階別の補填方式の導入というふうな問題。それから第三号漁業で、例えばこれも例を引いて申し上げますと、ある時期イカをやったある時期カニをとるというような漁業、これはそれぞれに区分して契約をしておりましたが、それを一括してやれる、我々は抱括契約と呼んでおりますけれども、そういう道も開かれる。そういうことになった以上は、これは少なくともリスクが減るのだから掛金率は安い掛金率を適用するようにしてくれというふうなことを申し入れております。それから、先ほど来も出ておりましたが、掛金率の割引、割引増しの強化、こういう問題についても申し入れをしております。

こういうことで、政省令にかかわる部分というのは非常にたくさんございます。これは団体も常に水産庁当局と協議を重ねながらやってまいっております。

おるし、漁業者の期待にこたえる制度に一步でも近づきたいという努力を惜しまないつもりでございます。

それから、先ほどの養殖共済の追加の問題につきまして、しよせん漁業というのはローカル産業の集積でございます。例えば宮城県地方ではギンザケの養殖が非常にやられておる、ギンザケを追加せ、あるいは高知県地方ではカンパチ、シマアジの養殖が盛んだ、あるいはある地方へ行くとヒラメの養殖が盛んだ、有明なんか非常に普及してあります。そういうようなものを試験実施をやっております。あるいは一般的な普及、普遍化の状況がなかなか広がらないということでおおざりにされておると、一方では法益を享受できないという面もございまして、我々共済団体といたしましては間口は広いほどいいのでございまして、そういう意味で具体的にそういうお話をしたわけでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

最後になりますが、輸入が急増していて、それによって例えばベニザケなども、好まれるベニザケですけれども消費量はそれの値を基準にして買っていくということになります、結局他のサケはこのベニザケに頭を押さえられるような形で価格がどんどん落ちていくというふうなことで、今回も、これもちょっと荒っぽい表現ですが、それを一々保険で見ていたら切りがないということとで量の制限を加えて支払いを抑えるというふうな措置になったかというふうに思いますが、こうした不安定さ、それから他の品物と違つて輸入から受ける影響の複雑さというものは一層今の漁業経営に深刻な影響を与えているのじゃないかと私は考へます。

時間がかかりましたので、輸入規制の問題をお伺いしたかったのですが先ほどからさんざん聞かせていただきましたので、最後に中井先生から価格の安定策という問題について、行政はどうするべきなのかというのをもう一度お聞かせをいたしたいと思います。

○中井参考人 大変難しい質問でございます一言にお答えするわけにはいかないでございますが、要するに価格を安定させるといふ場合に、その価格というのは何かというのをまず考へていかなければいけない。その価格というのは生産者にとつてみますと、いわゆる生産価格である。つまり必要経費と適正利潤を加えたものの価格をいかに実現するかということでありまして、一方消費者の側の価格ということとは、家計における適当な配分価格である、いわゆる許容価格である。この両者が見合った形で安定させていくということが本当に価格対策になるわけです。

そういう意味では、その中で行政が行わなければならないことは、一つは流通の合理化ということが当面挙げられるのじゃないか。もちろん生産それから消費者の場合も、これは皆と違つて最近では家庭の中で調理をしておらないということ、本来魚なんというものはもとと素材を買つてきて、そして各家庭で調理をして食べておった。したがって、最近では消費者ニーズの多様化ということがよく言われますけれども、消費者ニーズは昔からも多様化しておったわけ、それが家庭の中で吸収されておったわけ、それが全部外に出てきたから多様化と言つていただけの話です。

そういう意味では、そういったものにどう対応していくかということで、生産地においてもそういう新しいいろいろな調理、調味の製品をつくっていくというふうな形で、生産者と消費者がなるべく話し合える場をどんどん行政が積極的につくっていく、こういうことが究極的には価格安定につながるのじゃないか、そういうことで、流通の合理化というのは、生産者と消費者が本当に腹を打ち割つて話し合える場をいかにつくっていくか、こういうことが大切ではないかというふうな考へております。

○藤田委員 時間が参りましたので、ありがとうございます。

○菊池委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人各位には、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時一分開議

○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎二郎君。

○川崎二郎委員 漁業災害補償法の一部を改正する法律案について、若干の質疑をさせていただきます。まず第一に、大臣に、水産業全般についての総論をお聞かせいただきたいというふうに思います。

我が国水産業を取り巻く状況は、二百海里時代が定着する一方、水産物需要は安定しているものの、水産物の輸入が非常にふえてきている。六十二年度は約一％ふえたようでございます。そういった意味では大変厳しい状況に置かれているというふうに思います。現在、国民の食糧、カロリーの五％を水産物で供給をいたしているわけでございますけれども、水産物のうち、数量ベースでは一五％、金額ベースですと三〇％以上のものが輸入という状態になってきております。また、畜産物の増加、欧米との比較を考えますと、水産物の需要が急激にふえてくるというところは望めないように思います。また、私の地方でいいますと、お父ちゃんを漁にしに出ていく、おかみさんは地元の水産加工業に勤める、そしてそこで輸入水産物を加工しておられるというのが実態でございます。今大臣は農産物交渉で大変御苦労をいただいているわけでございますけれども、その中でまず第

一に、米国を初め諸外国の理解を求めたい、また同時に、国内農業と食糧安定供給に対し国民、消費者の理解を得ていかなければいかぬ、これが大臣が力説されておられるところでございます。そこで、国内水産業の果たす役割、これをどう位置づけられるか。十九万漁家の生活の安定ともいふような点を国民に理解していただきたいというふうな大臣は考えにいられているか。また、その上で強力な水産業施策を推進すべきと考えておられますけれども、大臣はどのようにこれから考えられていくか、その方針もあわせてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○佐藤國務大臣 今わかりやすい表現で漁村における父ちゃん母ちゃん論議を言われたわけですが、そういう物の見方は、私もその実態を承知しております。いずれにしても産業としての漁業を維持発展させていくということ、專業漁家を地域漁業の中核として育成していくためには、漁業経営を安定させ、その体質をやはり強くしていかなければならぬということとは非常に重要なことだと私考えておるわけでございます。このため漁業生産基盤の整備を初めとする各般の施策を推進しているところであります。今後ともこれらの施策を強力に推進することによって我が国漁業の経営体質の強化、これをひとつ図ってまいりたいという基本的な姿勢で臨んでおるわけでございます。

○川崎二郎委員 それでは漁業災害補償制度、このことについてちょっとお伺いをいたしたいというふうに思います。

漁業災害補償制度は、漁業者の経営の安定のために極めて重要なものと考えております。一方、漁業共済事業の安定的な運営を図るためには、加入者の拡大により危険分散を図ることが必要である、これは当然なことでありまして、しかしながら、今実態を見ますと、漁獲共済が二二％、養殖共済が二六％、非常に加入率は低いように思います。なぜこうした実態になっておられるのか、まず原因をお聞きしたいと思います。

また今回の改正では、漁協契約の導入により、漁協系統組織との連携のもとに強力な導入推進を図ることが期待されておりますが、政府としてはどのような効果を見込まれているか。具体的に言えば、加入率はどのくらいをこれから目標として推進したいとしているのか、また政府としては本当にこうやっていけばやれるんだという自信をお持ちなのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○田中(宏尚)政府委員 健全な漁業共済制度の運営のために加入率を向上するということが不可欠なことは、ただいま先生から御指摘あったとおりでございますけれども、残念ながら、ただいま数字をお示しになりましてお話ししましたように、総体として見ますと加入が低調なわけでございます。

こういう漁業共済の加入が低調な理由をいたしましてはいろいろあるかと思っておりますけれども、一つは、何といたしましても漁業共済におきましては、漁獲実績でございますとかあるいは海況あるいは資源状態、こういうものによつて共済事故の発生危険の程度というものが非常に違つておりますし、それから養殖共済につきましても、漁場条件でございますとかあるいは養殖技術、こういうもので危険の程度というものが大きな差があるわけでございます。こういう中で、危険の程度が低い漁業者、こういう方々の加入の意欲というものが残念ながら乏しいということが一つあるかと思っております。

それからもう一つは、漁業者に対して本制度のPRに從來からいろいろと努めてきてはいるわけでございますけれども、残念ながら共済制度に対する認識というものが必ずしも十分ではないという点が二つ目かと思っております。それから三つ目にはやはりこういう共済制度でございますから、損害認定でございますとかいろいろと事務的な手続関係というものがあつたわけでございます。その前提として漁協により共済共販体制、こういうものが整つていないことが不可欠

なわけでございますけれども、共販体制がまだ十分に整備されていないという地区も全国的に見ますとかなり見受けられるわけでございます。こういうような条件が積み重なりまして、残念ながら加入率というものがいまだ我々が思っているような向上を果たしていないという結果に相なつておるうかと思ひます。

こういう状況の中で、今回法律改正をお願いいたしまして、漁協契約の導入ということをお願いしているわけでございますけれども、こういう漁協契約という形で漁協自体が共済事業の契約主体ということと制度上位置づけられるということによりまして、今まで以上に漁協としての加入促進運動ということが恐らく行われるでございまして、それから、一括加入ということを通じまして事務手続というものが相当簡便化されるということと、本制度の導入によりまして相当程度の加入率の向上ということを我々も期待し、何とか実現したいと思つておるわけでございます。

ただ、ただいま先生からお話ありました、どの程度という話になりますと、これから系統を挙げて、漁協系統、それから共済組合系統、こういう団体が一体となつて、行政とも力を相携えながらどれだけ運動を展開していくかということに大きくかかってきておられますので、具体的な数字としては申し上げられませんが、相当程度の効果が出ると思つておりますし、何とか相当程度の効果を上げるべく我々としても全力を投入したいと思つておる次第でございます。

○川崎二郎委員 今お答えをいただいたんですけれども、やはりこういう制度を改正して進められる以上は、内部的でも結構ですから、例えば加入率三〇％いききたいとか四〇％いききたいとか、ある程度年限を切つて目標を持たれて進まれるようにお願いをしておきたいというふうに思います。共済事業は安定的に運営される必要がある、これは当然であります。そういう意味では、一部のものために全体が損なわれるということは絶対にあってはならないことであります。そういった

意味では、漁業共済組合、全国漁業共済組合連合会、政府という各段階についても一つ一つ言えることであろうというように思います。午前中にも参考人より意見が聞かれたところで、これはどのよう、今回の責任分担関係の見直し、これはどのような基本的な考え方に基づくものか、御説明をいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 本来、共済なり保険事業におきまして責任分担関係といいますが、組合、連合会、政府の各段階ごとにそれぞれ適正な支払い責任と、それからこれに見合った掛金保有というものが維持されるように設計されているわけでございます。

今回の責任分担の見直しにつきましては、最近におきます共済事故の発生状況というものをいろいろと検討いたしましたものでございまして、けれども、その結果といたしましては、共済組合の責任につきましては従来とは変わらない、しかし連合会の責任につきましては新たに五%の比例部分がふえるということになってくるわけでございします。その連合会の責任の増分につきましては、これとあわせて手持ち掛金というものがふやすというところで、連合会の収支というものが直ちに影響を受けるということは排除したということとで、十分その辺に配慮を加えながら今回の改正を行った次第でございます。

いすれにいたしましても、最近の漁業実態のいろいろな移り変わりなりあるいは共済事故の発生状態、こういうものを踏まえまして、それぞれの段階が適正に保有し合っており、全体として共済事業の健全な運営を図るという見地から、ここ数年の係数等、いろいろと研究会におきましても検討をお願いし、今回のような改正の結論に至った次第でございます。

○川崎(二)委員 今回の改正のポイントとして、安定のために加入を促進していく、そしてもう一つは漁業の実態に即した制度のために今回の改正を行う、こういう説明でございすけれども、基準漁獲量の導入については、漁業者にとってはあ

る意味では厳しい制度であると言えらると思ひます。制度導入の趣旨と、今後サケ・マス大型定置漁業以外にもその導入を考えられておられるのかどうか、この点についてお聞かせをいただきたいというように思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁業共済におきましては、先生御承知のとおりPQ方式といいますが、収穫金額というものを基準として共済が仕組まれておるわけでございすけれども、こういう前提といたしまして、漁業共済事業というものはあくまでも共済目的が明確に把握される、それと同時に共済事故というものが相当程度画一的に把握できるということが共済設定上前提となっております。

それから、特に漁業の場合でございすとは単価が違ふいろいろな魚といふものが混雑されるということ、単に数量だけじゃなくて、数量に価格を掛けただけで漁家の所得なり漁家の経営というものが成り立っているわけでございすので、そういう事情が一つございす。それから、実際の商取引におきましても数量というよりは金額といふものが一般的でございまして、こういうP掛けるQで物事を考えますることの方が長期的に安定していくということが経験的に認められたところでございす。

こういうことから、一般原則としては収穫保険方式、いわゆるPQ方式というものを採用しているわけでございすけれども、サケ・マスの大型定置といふものを見てみますと、サケ・マスにつきましては御承知のとおり、ふ化放流事業といふものを行っているという特殊な事情のもとで、近年サケ・マスの回帰量といふものはかなり高水準で推移してきておりまして、こういうものを反映して漁獲量が極めて良好である。

したがいまして、こういうことを前提といたしますと、最近の価格の下落といふものもそういうふうな化、放流、回帰といふ一連のことを通じまして相当程度予測されているような事態でございまして、ほかの一般の、不慮の災害が再々加わっておりまして一般の漁業とはその辺でかなり違つてい

る。しかも、その災害の発生状況が、ただいま先生からもお話がありましたように一定地域でございすとか一定の方々にかなり集中しているといふことからいまして、こういう収穫保険方式の基本を守りながら共済事業としての健全性を確保していくということから、今回こういう方式に改正させていただきたいということをお願いしております。

いすれにいたしましても、サケ・マス定置の場合にはこういうある程度予想される収穫量といふことが一つございすけれども、それと同時に、特定地域についての大きな共済事故の連年の発生という特殊なものでございすものを設定しようという考え方でもございすので、今回の措置をサケ・マス定置以外に政令で拡大するということは現段階では考えていないところでございす。

○川崎(二)委員 それでは次に、今回特定養殖共済としてノリが本格実施になるわけであります。ノリの実態に合わせるという意味でありますけれども、その辺について最後に御説明をいただきたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ノリの養殖共済は昭和三十九年から行っているわけでございすけれども、今までは物損保険方式ということで行ってきたわけでございす。しかし、その後ノリの養殖を取り巻きますいろいろな技術水準なりやり方といふものが大きく変わつてきているわけでございす。例えば冷凍網の開発普及というところで、かえ網の使用といふものが可能になってまいりましたので、一たん被害を受けましても、かえ網を使用するといふことで生産が相当見込めるというような技術も出てまいりました。それから、浮き流し式の養殖といふことで沖合での養殖といふものも進んできたわけでございす。

こういうことで、いろいろと前提条件が変わつてまいりましたので、養殖期間中の一定期ごとにノリの収穫がさくごとに全くない場合を共済事故としてまいりました。今までの物損方式だけでは必ずしも共済需要にこたえられないということでは

ろいろな要望があったわけでございす。

それでこういう要望を踏まえまして、御承知のとおり収穫保険方式の特定養殖共済というものを試験実施してきたわけでございすけれども、この試験実施の歴史も十年以上たちましていろいろな積み重ねが行われてまいりましたので、今回これを本格実施する。本格実施する際にはそれぞれ団体等から要望の出た点もあり、あるいは今までの試験実施の結果というものを踏まえまして、従来なかつた個別契約方式でございすとか、あるいは今回一般論としてお願いしております漁協契約方式、それからさらには長期共済、こういうふうなものをノリ共済につきましても新たに導入するということで、実際のノリ養殖漁業に適した共済といふものを今回構築できたというふうに思っている次第でございす。

○川崎(二)委員 いすれにせよ久しぶりの法改正でありますので、何とか改正後は本場に実が上げられるように御努力を心からお祈りして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○菊池委員長 沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 まず第一に大臣にお伺いしたいのですが、今度の漁業法の改正というのはただ単なる金額の問題、収支の問題にとどまらずに、日本漁業の現状をどうとらえるか、そして今後日本の漁業をどのような方向にガイドしていくかという非常に大きな問題と結びついている重要な課題だ、それが秘められていた改正案だと思ひが深くなりました。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、日本漁業の現在置かれている立場、環境、それをどのよう把握なさつておられるかということについて基本的な認識についてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 我が国の漁業の現状、これについては非常に厳しいものがあるということは趣旨説明の際も触れたところでございす。二百海里体制の定着に伴う国際規制の一層の強化、消費支

出の停滞に伴う魚価の伸び悩み、水産物の輸入の増大等まことに厳しいものとなっております。このような状況を踏まえまして水産庁では、長期的視点に立つて水産施策の基本方向を確立するため漁業問題研究会を開催いたしまして、我が国周辺水域における漁業の振興策について昨年十一月中間報告を受けたところでございます。今後はその報告を踏まえて我が国二百海里水域の高度利用や、あるいは消費者ニーズに適応した水産物供給体制の整備等について施策の具体化を図るとともに、海外漁場の確保、これは特に厳しくなっておりますけれども、この確保も念頭に置きながら漁業の再編整備を推進することによって漁業の振興に努力を続けてまいりたい、かように思っておりますのでございます。

〔委員長退席、笹山委員長代理着席〕

○沢藤委員 先ほどの質問者にもお答えになったわけでありまして、特に水産物の輸入が急増しております点が問題の一つであろうかと思っております。私の住んでおります岩手県の水産関係の数字を見ますと、これは昭和六十一年度ですが、漁業、養殖も含めた純生産量が前年度に比べて六・二％伸びているのです。三十八万八千五百トンという伸びを示しているのですが、総生産量が伸びているにもかかわらず生産額がマイナス一・七％、つまりこれは魚価の低迷ということになると思っております。こういう傾向が非常に強く出てきている。生産量が六％以上ふえて生産額が一・七％減る。全国的にも同じ傾向だろうと思うのです。それから遠洋・沖合の場合もつとてはつきりした数字が出ておまして、漁獲が、マグロ・カツオですけれども八千三十三トン、前年度に比べて一七％ふえているのに生産額は五・二％ダウンをしている。こんなに開きがあるのです。

こういった状況を詳しく見た場合に、ある新聞の表現をかりれば、こういった外国の沿岸からの締め出しというのは掃らざる川ではないかというふうな表現をしているわけです。それがそのとおりであります、今後の日本の漁業の行き先と申

しますかあるいは重点の置き方ということにつきましては、資源管理型の漁業、栽培漁業の開発、定着、実用化、こういったところが大きな柱にならざるを得ないだろうと思っております。そういった意味で沿岸漁業、養殖漁業の重要性というものがあります。増大してくるであろう、私はそう思うのですが、大臣、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤農務大臣 おっしゃるようにつくり育てる漁業、こういう観点からこういうことを中心にして精力的に取り組んでいかなければならぬ、かように考えております。残余は水産庁長官から答えさせます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話しされたように、二百海里体制というものが昭和五十年早々からスタートし、現在ますます固定化し深まってきているわけでございます。そういう中で日本の漁業をこれからどう持っていくかということとを考えてみますと、一つは、何といたしまして日本の近海、日本自身の持つ二百海里というものをどれだけ有効に活用し、再構築していくかということかと思っております。そういう観点からいまして、ただいま大臣からお話ありましたように、栽培漁業でございますとか養殖でございますとか、それからさらに海自体をきれいにするなりあるいは魚のすみやすい海にしていこうという沿岸漁業なり沖合対策というものが、何といたしまして政策の基本になるかと思っております。

それからもう一つは、やはりこれだけの二百海里体制、しかも国際化の中でございまして、いろいろな漁業交渉というものを粘り強く行いまして、今までの我々の漁場の確保、それからさらにこれはこれだけ広い海でございますからまだ未利用の資源というものも散見されますので、こういう未利用資源の発見なり開発ということも進めてまいり必要があると思っております。それからさらに新しいいろいろな消費者のニーズというものに対応しながら、いかに魚にいろいろな付加価値というものを

を高めながら消費者にこたえていくかという流通、加工全般にわたる対策ということもこれから大きな柱になってようかと思っております。

○沢藤委員 この問題はこの部分についてはこれで終わりたいと思うのですが、今お答えになりましたように、日本の近海あるいは養殖漁業というものをお大切にしなければならぬ。悲観材料だけではないのであります。幸い日本人の食生活というのは、動物性たんばく質の摂取量における水産物に対する依存度というのは五〇％近いとも言われているわけです。それから日本列島そのものが極めて恵まれた漁業の条件があるということですね。この二つは動かすことのできない我々にも有利な条件なわけですから、悲観材料だけじゃないということと、今お話ししたような方向をむしろ元氣を出して進んでいくというくらい心構えで水産行政に当たっていただきたいということを持に申し上げておきたいと思っております。

私は一つだけ加えますと、私の住んでいる岩手というのとは、とることは得意だけれども、加工する、有利な流通に乗せるということについては余り得意ではないという欠点があるような気がするので。特に農業も同じでありますけれども、一次産業だ、基幹産業だという域に甘んじてないで、その一次産業としてとった産品に現地で加工を加える、つまり一・五次産業というものが今後の水産地帯あるいは農村地帯の大きな生命になるのではないかと気がいたしますので、内陸部における内水面漁業とあわせて、今後いわゆる一・五次産業への誘導、奨励ということについて力を入れていただきたいと思うのですが、一言お願いいたします。

○田中(宏尚)政府委員 もう全く先生のおっしゃるのとおりでございます。我々もいたしまして自信を持って、日本自身これだけ広大な二百海里の方々の食生活を見ておまして、幸いに国民の世帯当たりなり一人当たりの魚の消費量がここところむしろふえてきているという状況に

もございまして、そういう中で将来を見越していろいろな施策というものをこれから展開したいと思っております。

その中で、特に一・五次産業といえますか、付加価値を高めた売り方、このところ消費者のニーズというものもいろいろ高級化、多様化してまいりまして、活魚でございますとか、宅急便によりまして、チャネルの短縮化でございますとか、それからさらに新しい加工でございますとか、そういう形態もいろいろ出てきておりますので、先般お認めいただきました水産加工施設資金法というものが十分に活用いたしまして、これからの水産の生きる道の構築のために何とか努力してまいりたいと思っております。

○沢藤委員 次の問題に移らせていただきます。以上御答弁いただきましたように、我が国漁業をめぐる状況というのは外的に非常に難しい、厳しい状況になってきておる。それだけに、沿岸あるいは養殖漁業の重要さというものが浮かび上がってきているという共通認識に立ちまして、そういう流れ、そういう状況であるからこそ、この共済制度というものの重要性がますます高くなってきているというふうに認識すべきだろうと考えるわけでありまして。

そこで、次の質問は、厳しい漁業環境、変動する漁業、そういったさなかにありまして、共済制度、漁業災害補償制度のあり方というもののことについて、一言御決意のほどを承りたいわけですが。今さら触れますまでもなく、幸い漁業災害補償法のもとになっております沿岸漁業等振興法におきましては、第三条第一項第八号におきまして「災害による損失の合理的な補てん等によつて再生産の阻害の防止及び経営の安定を図ること」とありまして、それから受け継がれた漁業災害補償法は、全部読みませんが、「中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に必要の給付を行なう」というふう

に明記してあるわけであり。したがって、この漁業災害補償法には、あえて言えば二つの面がある。それは災害対策という面と、広い意味の経営対策という面とが含まれているというふうな点に当然理解されるであろうし、かつて私のおらなかつたこの委員会における御答弁にも、そういった点が明確にあったというふうな聞いております。そのことも含めまして、くだいようですが、漁業環境が今日のような状況に差しかつていられる段階において、この漁業共済制度、漁業災害補償制度の今後の力点の置き方、意思というふうなものを一言お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤国務大臣 漁業災害補償制度の持つ意義、あるいは経営対策等における位置づけはどうかというふうな御ねでございすけれども、おっしゃいますように漁業災害補償制度は、経営基盤の脆弱な中小漁業者が災害等によって受けることのある損失、これを相互救済の精神を基調とした共済事業によって、相互に合理的に補てんをすることによって、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的としたおるわけでございます。

漁業経営の安定ということとあわせて、この制度は国の災害対策の一環として、まさに今委員おっしゃる通りにそういう位置づけで、金融対策等の諸施策と相まって発展を図っていく大きな意義を持つておる。その意義は従来と変わらなない、またこの法改正を節目にこの意義をかみしめながら努力をしなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○沢藤委員 次に、今度の改正の背景になっております一つの要素、ファクターといたしまして、経営の収支の問題があるように見受けられるわけであり。共済事業の赤字と申しますか、この原因は大きくて二つあるところにあるだろうかと、累積赤字の実態はどうだろうかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁業共済事業におきましては、養殖共済については昭和五十七年度以降収

支がかなり改善されてきたわけでございますけれども、漁獲共済につきましては、五十九年度以降もいろいろな変動があつたわけでございます。五十九年度契約にかかりますものにつきましては、異常低水温によりましてコンブ、アワビが不漁になつたということでございます。六十年年度契約につきましてはサンマの魚体が小型化したことによりまして漁獲金額が減少した。さらに六十年年度契約につきましては、魚価の低迷等によりましてサケ・マス等大型定置の漁獲金額が減少したということ、共済事故が減少しながらこの三年間連続して多発して損失が拡大したという形に相なつておるわけでございます。

一方、養殖共済につきましては、昨年七月末に播磨灘を中心とした異常赤潮というものが発生いたしました。共済事故が突発したという形に相なつておるわけでございます。こういう結果、六十年年度までの事業全体としての累積損失というものは、単共、連合会、国の特別会計、全部ひくるとめまして三百九十一億円という多額の累積損失ということに残念ながら立ち至つておるという次第でございます。

○沢藤委員 個々に共済の種別ごとにいろいろ検討なさつておると思うのですが、そちらからいただいた資料をちよつと眺めてみたのです。

契約年度六十年度という数字ですが、例えば収支経営状態ということにかかります掛金と支払い共済金との関係、掛金一〇〇に対して支払い金は一〇〇以上ということになれば、これは収支も赤のようになつておるわけであり。これを見ますと、漁獲共済の場合の損害率、つまり純共済掛金を分母にして、支払い共済金を分子にしてパーセントを出した数字、損害率を見ますと、漁獲共済が非常に高く二一〇・八％、六十年年度の合計なんですけれども、ところが、一方の養殖共済の方の損害率は六五・八というふうにかなり特徴が出ておるよう思うのです。

こういう数字を見ますと収支相償わず、あるいは経営が苦しいという場合の中身を見ますと、

どこの部分が損害率が高くてどこの部分が損害率が非常に低いというところがあると思うのです。何年間か継続して見た場合に、こういった点については特徴、あるいは今後そういったことがはつきり定着して、激しいでございさうな実態があつた場合に、さらにこれを手直しするつもりはあるかないかということをお聞かせ願いたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 我が国の漁業自体がそうでございますし、それから共済の対象になつておる漁業の種類というものが非常に多種多様になつておるわけで、そのときどきの気象なり海況の変動というものでいろいろ影響が、年によって非常に違つた形であらわれてくるわけでございます。

そういう中で、今先生からも御指摘があらましたように、比較的安定的に漁獲量というものが推移した結果損害率が低いというものと見受けられます。それから毎年大きく変動する漁業というものの中にはございまして、共済上のリスクというものが、こういう漁業の実態なり種類というものでございまして大きな差が生じていることは事実でございます。しかし、共済事業というものは、本来長期的に収支均衡を図ることが共済としての設計上不可欠の前提でございます。そういうことからいいますと、一般論といたしまして、そういう変動に対して共済掛金の改定等を通じて、損害率というものの長期的にはそれほど差がない形に持っていくという努力を過去も続けてきておるわけでございますけれども、

残念ながらそれぞれの漁種なりあるいは天候なりいろいろな要件の振れというものがまだ完全に追いついていないというのが現状かと思つております。

○沢藤委員 今の問題については一つ要望を申し上げて、次の問題に移らせていただきたいと思います。

損害率のことでございさうな実態が、損害率の低い種類に参加している漁業者から言わせれば

何となく掛け捨てだという感じが強い、これは難しいところだけれども、災害が起これなければそれにこしたことはないのですけれども、掛金を掛けておるからには何かもらなければ何となく損したみたいな心情というのとはまた異なる意味ではあるかないかという気がするので、そういった意味で損害率のことでございさうな著しい。しかも、それがかなりの年数にわたつて定着したような状況だということについては、ひとついろいろな形で掛金なりあるいは給付率なりといったものについての御検討をお願いしたいというふうな要望をいたしておきたいと思つております。

次に、今回の法改正の問題に入つてまいりたいと思つております。

全体的に法改正の趣旨説明あるいは内容等を見て率直に感じたのは、柱である加入の普遍的拡大、そして漁協の力に期待するというふうな心情的なものが伝わってきます。それから、共済金もできるところは削つて、言葉裏返せばなるべく共済金を少なくしよう、そういったことが全体的に見えるわけなんです。

ただ、例えば長期共済の途中における契約変更、こういったものは漁業者、漁協等に当たつても歓迎する意向が強いわけなんです。そういった点もあるわけだけれども、どうも加入の拡大ということの重点の置き方、それから共済金における運送方式ということ等を考えると、これは共済制度の運営について財政当局あたりからいろいろ指摘なりクレームなりがついたのではないかと。水産庁としては、漁業者にとってプラスの面の提案をもつたとくさんしたいのだけれども、収支面というふうなことを、経済的な背景、理由によつてかなり政策的にプレッシャーをかけられたりしたのでないかという感想を持つのですが、この私の感想に対する大臣の感想をお聞かせしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 今回の共済制度の改正につきましては、常日ごろ加入の普遍的拡大を図りながら健全な制度運営を図っていくということ

で、この共済制度を運営しておる我々としては常にそういう気持ちで制度の再検討なり点検というものを過去もやってきたわけでございます。

先ほど来先生からもお話がありましたように、いろいろと前提となる漁業情勢が大きく変わってきている中で、昨年学識経験者なり、特に共済事業を直接行っており関係団体の代表者の方々にもお集まりいただいて漁業共済制度検討協議会というものを開催し、ここで幅広い御議論をいただきまして、先ほど申し上げましたような加入の普遍的拡大を図りながら健全な制度運営を確保していくという前提で、どこをどう手直ししようかということが積み重ねられ、それが報告という形で出まして、それにのっとった形で我々としては制度改正を行ったわけでございます。どこが主導であるとかということではなく、漁民にとって大切な漁災制度というものをどうやって漁民に親しみやすい、しかも魅力があつて長続きするかという基本的な視点に立つて今回の改正をお願いしたつもりでございます。

○沢藤委員 今のような問答のやりとりは、多分にそれぞれの考えなり思惑なり立場というものがあつたから、裸のままのやりとりはなかなかできないと思うのです。そういうお答えであるとするならば、今後のこれからの改正あるいはその運用等につきましては、水産庁としては漁業者の立場によかれ、プラスになるといふような基本的な考え方でもって共済制度の運営あるいは今後に向けての改正に取り組んでいただきたい。財政的なことでもし大蔵当局とぶつかり合うようなことがあれば私も挙げた応援申し上げますので、漁業者の立場あるいは漁協の立場ということにスタンスを置いて頂張っていただきたいということを申し上げておきたいと思つてます。

次に、法改正の理由の背景になっております加入が思わしくない、加入率の問題があるわけですが、漁業共済の加入率、これはいただいた資料から間違いないと思つて二・二六％、養殖共済が二六・五％、漁具共済がぐつと低くて六・

六％。そしてさらに低下する傾向があるし、地域別のばらつきも目立つ。こういうふうな分析があるわけですが、未加入者の多い、つまり加入の進まない主な原因はどういうところにあるのだろうかということ、簡潔ききで結構ですからお示し願ひたいと思つてます。

○田中(宏尚)政府委員 加入が低いことの理由でございませうけれども、一つは危険の程度が比較的低い漁業者、こういう方々にとしましては共済に対する加入意欲というものが余り強くないということがあつたかと思つております。

それから二つ目には、いろいろ努力はしてきておりますけれども、漁業者の間で共済制度についての認識が必ずしも十分浸透してないという点は率直に言つて認めざるを得ないかと思つております。

それから三つ目には、こういう共済保険という手法をとつておりますので、損害認定というものを適正に行わなければならないわけでございませうけれども、そういうものの確に行うような体制、その前提として漁協の共済体制を整備しているとか、いろいろな前提要件があるわけでございませう。そういう前提要件が整つていないところが残念ながら地域によつてはあるというのが三つ目かと思つております。

○沢藤委員 いろいろ原因を分析されて、結局それに対応する形で漸次手直しをしていく、あるいは法改正をしていく、こういうことになるのだらうと思つてます。今後も、いわゆる漁家、漁業者の実態をより多く見ていただいて、机の上で考えることと実際に現地に赴いてみた声とは違つ場合が多いものから、どうぞひとつ担当係官をどしどし現地に派遣されまして、生の声、実態を吸収していただきたいというふうにお願ひをしておきたいと思つてます。

そして、私は加入促進というのは何よりも内容で勝負だと思つてます。漁協を利用して、一括投網をかけてと言つと表現は悪いのですけれども、そういうやり方もあるでしょうけれども、最

終的には共済制度の中身が漁民の間にどのように入感を得ていくか、制度の中身が勝負どころだと私は思うので、今回のこともさることながら、こういう声がある、ここをこつやれば少しでも加入者がふえるということがありましたら、今後ひとつ骨身を惜しまず制度の改正なり運営の改善なりをしていただきたいことをお願いしておきます。

それから、次の質問に移つてまいりますが、私は今度の改正の中でこれは大変大きな論議を呼ぶ目玉だと思つて、基準漁獲数量の導入だと思つてます。これは、こういうことになりそうであるという話をしますと、漁業関係者の間にはさざ波と申しますかかなり大きな波が立つわけですね。それはよくよく読んでみればかなり限定した種別、範囲のことであつて、しかもそれなりの背景なりいきさつがあるということはある程度理解できるのですけれども、何といつても今までは漁獲金額が主体になつてきた補償金の支払いが、今度は漁獲数量という一つの別のファクターでもつて線引きをされる、それを超えるとなつて経済的にマイナスであつても削減される、あるいは支払われな

いという、基本的なシステムを根つこからかなり大きく変えようとしているというのが今度の基準漁獲数量の導入だろつと思つてます。

例へて言へば、今までのと、その年の漁獲金額が共済限度額を下回つた場合、漁獲数量に関係なく、どんなにたくさんとつても共済金は支払われた。つまり、経営実態からすれば赤字ではない、数がとれた、量がとれたということである程度経営としては赤字を免れた、しかし契約している共済限度額からは下回つてゐるという場合は共済金は支払われてきた。これは共済制度ですから当然だと言へばそれまでです。今度の場合、漁獲金額が共済限度額に達しない場合でも、基準漁獲数量を上回つた場合には支払いを通減することができるといふふうになるように思ふのですが、そこ

はどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 今度、基準漁獲数量制度

を導入することになつたわけでございませうけれども、ただいま先生からお話がありましたように、従来、漁業共済につきましてはPQ方式といひますか漁獲金額を基準として支払つてきたわけでございます。そしてこれは、農業等の場合にはむしろ数量というものが保険の概念の前面に出ている場合が多いわけでございませうけれども、漁業の実態からいいますと、漁業経営なり漁獲方法の中で、混獲といふことで一つの種類の魚の数量だけでは漁家の経営でございませうとかこういうものは考えたいといふこと、あるいは商取引におきましては数量より金額が一般的に採用され、それから経験的にも金額に着目した方がより実態的であると

いふことからいいますと、収獲保険方式といふものがとられてきて、それから我々いたしましては漁業経営といふものの実態からいまして収獲保険方式が漁業にとつてふさわしい方式であると基本的に考へてゐることは従来と変わらないうわけでございませう。

ただ、こういう基本的な立場に立ちながら、収獲保険方式を今後とも守つていくために、今、大型定置につきましてはこゝま放置しておいてはせつかつのそういう基本が守り切れないう問題が残念ながらいろいろと出てきておる、それからサケ・マス大型定置の漁業経営の実態からいいますと、ふ化放流によつて相当高くなつておる、そして、そういう数量の増が金額の足を引張つてゐるというふうな結果にもなつておるわけでございませう。しかも特定地域について共済事故が連年継続してゐるというところで、全体の収獲保険方式を維持していくための最低限度の手直しをこゝでしておくことがむしろ共済の根幹を今後とも守るための一つの道じやないかということ、今回、こういう漁獲数量の基準数量というものを導入することに踏み切つたわけでございませう。

これはあくまでもサケ・マス大型定置に見られますような漁業の実態、それからこゝのところの共済事故の起き方ということに着目しての特例的

を導入することになつたわけでございませうけれども、ただいま先生からお話がありましたように、従来、漁業共済につきましてはPQ方式といひますか漁獲金額を基準として支払つてきたわけでございます。そしてこれは、農業等の場合にはむしろ数量というものが保険の概念の前面に出ている場合が多いわけでございませうけれども、漁業の実態からいいますと、漁業経営なり漁獲方法の中で、混獲といふことで一つの種類の魚の数量だけでは漁家の経営でございませうとかこういうものは考えたいといふこと、あるいは商取引におきましては数量より金額が一般的に採用され、それから経験的にも金額に着目した方がより実態的であると

いふことからいいますと、収獲保険方式といふものがとられてきて、それから我々いたしましては漁業経営といふものの実態からいまして収獲保険方式が漁業にとつてふさわしい方式であると基本的に考へてゐることは従来と変わらないうわけでございませう。

ただ、こういう基本的な立場に立ちながら、収獲保険方式を今後とも守つていくために、今、大型定置につきましてはこゝま放置しておいてはせつかつのそういう基本が守り切れないう問題が残念ながらいろいろと出てきておる、それからサケ・マス大型定置の漁業経営の実態からいいますと、ふ化放流によつて相当高くなつておる、そして、そういう数量の増が金額の足を引張つてゐるというふうな結果にもなつておるわけでございませう。しかも特定地域について共済事故が連年継続してゐるというところで、全体の収獲保険方式を維持していくための最低限度の手直しをこゝでしておくことがむしろ共済の根幹を今後とも守るための一つの道じやないかということ、今回、こういう漁獲数量の基準数量というものを導入することに踏み切つたわけでございませう。

これはあくまでもサケ・マス大型定置に見られますような漁業の実態、それからこゝのところの共済事故の起き方ということに着目しての特例的

を導入することになつたわけでございませうけれども、ただいま先生からお話がありましたように、従来、漁業共済につきましてはPQ方式といひますか漁獲金額を基準として支払つてきたわけでございます。そしてこれは、農業等の場合にはむしろ数量というものが保険の概念の前面に出ている場合が多いわけでございませうけれども、漁業の実態からいいますと、漁業経営なり漁獲方法の中で、混獲といふことで一つの種類の魚の数量だけでは漁家の経営でございませうとかこういうものは考えたいといふこと、あるいは商取引におきましては数量より金額が一般的に採用され、それから経験的にも金額に着目した方がより実態的であると

いふことからいいますと、収獲保険方式といふものがとられてきて、それから我々いたしましては漁業経営といふものの実態からいまして収獲保険方式が漁業にとつてふさわしい方式であると基本的に考へてゐることは従来と変わらないうわけでございませう。

ただ、こういう基本的な立場に立ちながら、収獲保険方式を今後とも守つていくために、今、大型定置につきましてはこゝま放置しておいてはせつかつのそういう基本が守り切れないう問題が残念ながらいろいろと出てきておる、それからサケ・マス大型定置の漁業経営の実態からいいますと、ふ化放流によつて相当高くなつておる、そして、そういう数量の増が金額の足を引張つてゐるというふうな結果にもなつておるわけでございませう。しかも特定地域について共済事故が連年継続してゐるというところで、全体の収獲保険方式を維持していくための最低限度の手直しをこゝでしておくことがむしろ共済の根幹を今後とも守るための一つの道じやないかということ、今回、こういう漁獲数量の基準数量というものを導入することに踏み切つたわけでございませう。

な措置でございますので、基本としての收穫保険方式、いわゆるPQ方式というものは一つも変えてないつもりでございますし、例えば品質の低下等によります価格の下落、こういうものは従来と同じように其の支払いの対象になつてくることは当然でございますので、そういう意味では、従来の收穫保険方式の基本というものは今回の改正によりまして根幹は維持されていると認識している次第でございます。

○沢藤委員 今の御答弁の中で私が大変強く思ったのは、他の種類にこれを及ぼさないために今回この措置に踏み切らざるを得なかつたんだとおっしゃった。つまり、資料では「特定の漁業」という表現を使っているわけですね。まさかどこそこの何々漁業とは具体的に書けなかつたでしょうから「特定の漁業」と書いた。これは今、サケ・マス

の定置だとお答えになつたわけですね。つまり漁獲額を補償するということから数量方式を導入した、このやり方については、特例的という言葉もおっしゃつたわけですが、このサケ・マス定置に限つてのことであつて、他の分野、他のものについては拡大しないと理解してよろしいですか。

○田中(宏尚)政府委員 現在の一般の漁業情勢を見てみますと、サケ・マス定置網漁業のように、ふ化放流事業等によりまして安定的に漁獲量が確保され、しかもその漁業に係ります共済事故が多発して共済事業の収支が事業運営上大きな問題となつていふという漁業はほかに見当たりませんので、当面は少なくともサケ・マス大型定置ということでは本件の対象を考へていくつもりでございます。

○沢藤委員 私の心配は、さつき冒頭に例を引きましたけれども、岩手の数字であります。漁獲量が一七％ふえながら生産額では逆に五二％下がつたという、極端な例でございますが、大変な例が現実にあるわけですね。ですから、今度の基準漁獲量の導入ということとを文字どおりそのまま機械的に当てはめれば、サケ・マスに限らないよ、定置だけに限りませんよという言い分も将来の提案の中

に、この委員会に出てこないという保証はないような気がするのですが、本日のこの委員会ではそれはない、全く今回のこのサケ・マス定置に關しての提案なのだ、将来に向けてもそうなのだから、そういうふうな理解をしたいのですが、いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 今回サケ・マス定置につきましてはこういう措置をとりましたのは、再三申し上げて恐縮でございますけれども、放流等で漁獲量がふえ、しかも安定している、そういう特殊な性質ということと、それから共済収支の問題、この二つから接近しておるわけでございます。ほかの魚種につきましてはこういう事態にございませんで、そういう事態にない限り、指定限度数量を設けるというようなことはないわけでございます。

○沢藤委員 今後もありますので、十分いろいろ御意見をお聞きしたり、あるいはまたこの委員会と協議を続けてまいりたいと思ひます。

次に、簡単にお聞きしますけれども、漁協契約方式を導入する、このことについての評価は、抵抗はないと思ひますが、いわゆる期待度といふすと、なかなか大変ではないかという気もするのです。

漁協の人たちと話してみますと、漁協の仕事というのは共済制度だけではありませんよ、港湾を整備維持するあるいはアクセスの道路をつくる、あるいはいろいろな購買事業もやる、いろいろなことがあつて、そのうちの一部分が共済事業だ、したがって一括加入ということと加入することとを期待するのであれば、やはりその担当者一人か五人か置かなければならない、これに対する人件費あるいは人員配置といふものに対する手当ては考えられないだろうかという声がございました。それから、数多く入れば収支相償うといふことのイコールではない場合もあるのではないかと、加入人員がふえた、即収支の改善にそのまがつながるといふ見方もあるいは危険ではないかという指摘もございました。この二点について長官

の御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 今回漁協契約方式というものをお願いしておるわけでございますけれども、今先生からお話がありましたように、制度をつくつたからこれで加入が飛躍的にふえるという生易しいことではないことは我々もいたしまして十分認識しているつもりでございます。

しかし、この共済制度は、あくまでも中小漁業者が相互に自主的な扶助関係というものでございまして、その経営を守つていくという協同組合運動の一環ともある意味では位置づけられる仕事でございます。まして、中小漁業者の経営の安定のために漁協自体も一肌も二肌も脱いで、何とかこの新しい制度の活用を努力していただきたいと思つておりますし、我々もいたしまして、いろいろな指導でございます。それからあるいは事務簡素化についての御相談でございます。それから、そういうものにつきましては十分に対応してまいろうと思つておるわけでございます。

それから、加入拡大と収支の問題でございますけれども、これは、ただいま先生からお話ありましたように、たまたまその年のいろいろな漁況なり価格の変動ということによりまして、母数が多くなつてかえつてマイナスを大きくするということになる年もあるいはあろうかと思ひますけれども、長期的、全体的な立場に立ちますと、やはり分母、母数が大きいということが収支の改善に役立つことは確かでございます。そういう長期的な視点に立ちまして、何とかいろいろな手だてを講じながら加入の拡大を系統とともども図つてまいりたいと思つておる次第でございます。

○沢藤委員 この問題についても一つだけ御要望申し上げます。これは、何しろ内陸生まれの内陸育ちでございます。私は、何しろ内陸生まれの内陸育ちでございます。今度この法案審議に先立ちまして、何か所か漁協をお邪魔して歩きました。そこで共通してこの問題について訴えられたことは、要するに必要な制度であるということとわかつておる、問題は掛金

と共済金との関係、さつき言いましたね、心情的な問題もある。それから制度に対する理解ということになると、私も勉強してみたのですが、これは大変な中身でございます。途中でききかけに、だから、直截に、ここの地域の実態はこうだ、こういう損害なりなんというの過去にこういうふうな起つてゐるんだ、これに対する一つの手だてとしてこういうふうなやるんだというふうな、現地の漁協とタイアップした形でのPRと申しますか浸透というものをぜひお願いしたい、漁業者の皆さんには、ただ漁協をすばんと加入させれば後は漁協が何とかやってくれるだろうということではなしに、きめ細かい対策をお願いしたいと思つております。

次に、養殖ワカメの漁獲共済について二、三お尋ねいたしたいと思います。

ワカメが天然ワカメ主体であつた時代から養殖ワカメに非常に速いスピードで変換して来たといふことは御承知のとおりであります。私が住んでいる岩手は三陸ワカメで日本有数のワカメの産地であります。余談になりますが先日、裏日本のあるところに行つてワカメを買いました。そうしたら、私が岩手県人だと言つたら、売る人が、大きな声では言えないけれどもこのワカメの六割は三陸ワカメだと教えてくれました。日本の漁業において大きな位置を占めているという実態もあるものですからついでに入力するわけでありませう。

いづれにしても、冒頭、大臣、長官からお答え願ひましたように、沿岸あるいは養殖漁業といふものが今後の日本漁業の大きな柱であるといふことからして、ワカメの養殖に対する奨励策あるいは保護策といふものもあわせて強化していただきたいといふことをお願いいたします。

今、天然ワカメと養殖ワカメの比率あるいは日本全体におけるワカメの生産状況、そして他国との競合関係についてどういふふうな把握したいのか、大ざっぱで結構ですからお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ワカメの生産量の全体でございすけれども、全国で十四万四千トンほどとっておりますが、このうちの九四％に近い十三万五千トンが養殖で、天然物は六％の八千八百トンというふうに、先生御指摘のとおり大きく変わつてきているわけでございます。しかもこの中で岩手県シェアが生産量の三五・二％、養殖においては三六・九％ということで、順位といったしましては、それぞれ圧倒的第一位という形に相なつておるわけでございます。

○沢藤委員 養殖ワカメにつきましては、ワカメに限らず天然物を対象とする共済制度ということとを考えた場合には、天然にふえるもの相手の漁業でございすから、採取すべき地域はこうですよ、とつてもいい時期はこうですよ、つまり集団で相談し、決めていって、貝なり海藻類を捕取捕獲しているわけですね。ですから、天然物と違つて養殖ということになりますと、これはもちろん人工、手が加わります。そして実態とすれば、ワカメ養殖のさくというのですか台数を抱えているのは恐らく岩手の場合、一戸平均三ないし四台じゃないかと思うのです。その要する経費は恐らく一台につき十数万から二十万くらい、そのほかに種糸というものを仕入れる、あるいは繁殖し採取するまでのいろいろな手数料もかかるし、経費も投入する。つまり個人個人でもって養殖ワカメについては投資をし、育て、収穫し、そして集団の方に出してやるという仕組みになつておるわけですから、同じ湾内でも、全部一緒に同じ程度の損害あるいは共済事故に遭うということは珍しくないものなもので、むしろ三百人でもって団体をつくつた場合には、毎年十人か二十人の共済に該当する事故が発生しているというのが事実なわけですね。ところが団体加入ということになりますと、団体全体としての共済限度額に達しない共済金なしですから、その中に含まれている個人は、個人として損害をこうもつても何も来ないということになる。

ですから、この際、ノリの例もややそれに近い

のじやないかと思うのですけれども、個人個人の経営にかかわつては養殖ワカメの共済については、今までどおりの集団加入も結構です。これはそのまま存続していただきたい。同時に個別加入という制度も、これは今地域共済ということと岩手で単独でやっているわけですから、これを三カ年間実施した経過を見ますと、損害率が八〇から九〇％で安定している。したがって、安定、不安定という面から言えば、共済制度の本則に組み入れられたとしても他の方に迷惑をかけるようなことはまずない。ただし、やはり個別の損害が来たときにはどうしても欲しいのだ、そういうのが実態なわけですね。掛金を見ますと、結局今のところは二重に掛けているわけですよ。県平均しますと、一人当たり団体加入の共済掛金二万四千五百円、そして岩手における単独でやっている地域共済、ワカメ共済ですね、これの共済掛金と合わせますと、それが二倍以上の六万九千円になる。こういうことで、ワカメを大事にし、ワカメで生計を立てている漁民たちは、二重の掛金を文句を言わずといましようか、とにかく掛けておるわけですね。それでもって頑張っている県もあるわけですね。

ですから、地域的に日本全国への広がりという点では足りない点があるかもしれないけれども、この問題については、掛金も掛けるし、二重取りしない、二本立てになつても二重取りはしない。させないと思ひますけれども、何とかひとつ個別に加入して、個別の共済金支払いを受けられるような制度を本則化してほしい、こういうふうな声が非常に強いわけですね。共済制度の精神を冒頭に立ち返つて復唱しようとは思ひませんけれども、漁民の立場に立つてこの問題についての温かい行政サイドのお考えをお示し願ひたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 国の制度として行つております漁業共済、こういうものにつきましては、全国的な規模で収支均衡のもとに危険を分散しながら経営の安定を図つていくということがその基

本なわけでございます。ただいま先生からお話がありましたワカメ共済につきましては、従来は集団加入ということでやってきたわけでございますけれども、それぞれの地域、具体的に岩手県からの強い要望もございまして、地域共済という道を開き、地域共済という形で岩手県で行つていただいているわけでございます。全国的にいいですよ、集団加入が現在のところ普遍的に、ある意味では岩手県以外では定着しているという状況にございまして、個別加入をしたい、個別加入方式をとつてくれというところについて、関係団体等まだ意識の統一なり意見の一致を見ていないという状況にもあるようでございますので、ただいま先生からいろいろその実情についてもお話がございまして、共済団体の意向なり漁業実態、こういうものも十分踏まえながら、これからの問題として検討してまいりたいと思つております。

ただ、この問題をお願いしたりお話ししたりしますと、この種類はこの地域に偏つていて全国的なものじやないからというお答えなりお言葉が返つてくる場合が多いわけですね。しかし、それは考えようだと思ふのですよ。例えば、ノリは全国的に全部平均的に行き渡つているかと言へば、そうじやないでしょう。ハマチだってそうですよ。やはりその地域にはその地域の海況に合った漁業があり、魚の種類、貝の種類、海藻の種類があるわけですから、それを全体として漁業と言っているわけでしょう。ですから、漁業に対する共済ということになつた場合には、片方が恩恵をこうもつて、片方が恩恵をこうむらない場合もあるでしょう。これは漁業の種類に限らず、共済に加入している一人一人についても同じことが言えるわけですよ。災害に遭つた人が補償を受ける、遭つていない人は一生補償を受けない、共済金を受け取らない、それを承知の上で共済組合というのは成り立っているのです。その基本に立ち返れば、ワカメは岩手と宮城とどこかとどこかだ、全国的じや

ないから考えなくてもいいという論は私は成り立たないと思ふのです。それはおかしいと思ふのです。それはひとつ私的なさつてください。

ただ後段でおっしゃつたように、当事者である漁業者あるいは漁業団体からそれについての詰めといひますか、要請とか相談というものが、そういう段階であれば、それは今後機会を見て私もお話し申し上げたいと思ひ、恐らく漁業者の方からもお願いに行くだらうと思ひます。そのときには、今長官おっしゃつたように、共済制度の持つて二つの側面と申しましたが、その一つの側面を思い出していただきながら、ぜひ本則加入の方向を目指して具体的な作業に入つていただきたい。このことについて一言御回答をお願いしたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 何といひましても、地域共済から本則といひますか国の制度にするには、やはり全体として危険をプールするという必要性なり緊要性というものが一つ前提になつてまいりますので、先ほどもお話ししましたように、全国的なワカメ関係者の動きなり、いろいろな漁業実態というものをみてまいりたいと思つております。

○沢藤委員 私の持ち時間、間もなく終わるわけですが、どうもワカメ漁業共済にこだわるようですけれども、岩手の場合には、パンフレットを出しまして非常に熱心に呼びかけている。加入率も九〇％を超えているのです。そして、損害率も八〇から九〇というところでほとんど安定している。今まで一〇〇を超えたことはないでしょう。私は安定しているのが共済に参加することは共済側にとつてもいいことだと思ふのです。不安定でしようがないというのが入つてくるよりは安心して入れていただいたいというじやないかと思ふのです。そこはひとつ肩の力をすつと抜いていただきまして、ぜひ御検討をお願いしたいということ、だめ押しのようにございすけれども申し上げておきたいと思ひます。

最後になりますが、漁業問題の中で比較的忘れ

られがちな面がある内水面の漁業についてであります。

私もいわれる内陸に住んでおります者にとつて、例えば北上川本流をさかのぼってくるサケ、このサケが一匹二匹盛岡にさかのぼってきた、橋の上から見える、これだけでニュースになるのです。そして、子供たちも非常に喜び、じゃ放流しようじゃないかということで数年前から放流が始まっています。原則として北上川本流の漁業権は制約を受けています。支流でもつてふ化放流をやっている。ふ化放流をやった者だけに次の年の採捕を許可するというふうなことで、資源を大切にしながら採捕をし、採捕するために資源を培養しているのか、培養するために、卵をとるために採捕しているのかわからないくらい慎重にやっています。それからヤマメにしてもアユにしても、アユなんか種アユをわざわざ琵琶湖から買ってきたりしているんですね。そうしてまでも県民あるいは他県からも車や新幹線で来ます。そして釣りを楽しむ、レクリエーションになっている。それから、もちろん北上川沿岸地域の人たちの動物たんばくの原料にもなっている。子供たちのレクリエーションにもなっている。大変多様な役割を果たしているのが内水面漁業なわけでございます。

(笹山委員長代理退席、委員長着席)

そういった意味で、各県それぞれに養殖の計画を持ったりやっていると、機会がありましたら各地域のその担当の局にお話し願ひまして、二県、複数の県にまたがる川の問題が実はあるんです。というのは、岩手県でふ化放流して下っていった三年後、四年後帰ってくるサケを、仮に河口であるいは下流地域で採捕され尽くしますと、これは上ってこないのです。魚道一本押さえられたらそれで終わりなんです。宮城県の人にももちろんそういう悪いことはしていません。が、上流下流の関係でふ化放流事業も共同でやたらどうか。採捕する場合にも共同で話し合つて計画を立てたらどうかという機運があるわけです。そういった意味で、内水面漁業に対する一つの振興ですね、必要だったら予算も少し流してやる、内水面漁業の試験場も各地にありますから。そして今申し上げたような二つの県以上にまたがる川の問題等についても、仲よくやりなさいよ、こういう方法でやたらどうかというふうな指導等もあわせてお願いしたい。内水面漁業を漁業の大事な部門に位置づけていただきたいということを申し上げまして質問を終わりますが、このことについて一言御所見を賜りたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 内水面漁業は魚資源の確保の上からも、あるいはただいま先生からいろいろの例示がありました地域振興のためからも、我々として漁業政策の一つの柱という位置づけはしているわけでございます。それで、その際に複数県にまたがるいろいろな調整問題、御指摘のとおりあるわけでございますけれども、これにつきましては全国の課長会議でございまして、それぞれはプロックでそういう調整する場というものが常日ごろつくつてきておりますので、そういうものを通じてまして今後適切に対応してまいりたいと思っております。

○沼藤委員 終わります。

○菊池委員長 野坂浩君。

○野坂委員 漁業法の一部改正問題について御質問を簡潔に申し上げたいと思います。

今度の漁業法の一部改正はいわゆるPQ方式を採用された。私たちは評価をしておるわけでありまして。したがって、私はこの際農水大臣に確認をしておきたいと思うのでありますが、今農水大臣は、牛肉やオレシジの自由化、市場開放をめぐる頭はいっぱいであらうと思うのです。今度の水産関係におけるPQ方式、農業関係ではそのことが採用されていない、ミカンだけが災害時における試験的PQ方式を採用しておる、こういう状態でありまして。今後自由化ということになれば価格が下落するということが、農畜産物では明確に示されておるわけでありまして。したがって、これら

の問題をひっつけて、水産関係におけるPQ方式と同じように農畜産物においてもPQ方式を採用される事態が今、来ようと思つておると思うのであります。これが、これについて十分検討して善処されるべきだと思つております。大臣の御見解を承っておきたいと思ひます。局長等は呼んでおりませんので、大臣が明確にその辺を御答弁をいただきたい、こう思うのであります。

○佐藤国務大臣 漁業災害補償の問題の関連におきまして牛肉、かんきつの自由化問題ということについて触れられたわけでございますが、一つの前提でございましてお答えすることはお許しをいただきたいと思つております。しかし、おっしゃられるとする意味はよくわかります。

○野坂委員 理解をされておるわけでありまして、これに對しては対処するということがなければつじつまが合わない。したがって、慎重に検討して対処していただきたいということをお願いしておきたいと思ひますが、御慎重に御検討いただけたらいいですか。

○佐藤国務大臣 一連の、といつても一部の報道によつて、今懸案の牛肉、かんきつ問題、お察しのとおり、おまえの頭はそれでいっぱいだろうと言われている中で自由化を前提としてのお答えは極めていたしにくいのでございまして、お許しをいただきたい。重ねて申し上げますが、おっしゃられんとする意味はわかります。

○野坂委員 若干の誤解があるのじやなからうかと思つたのですが、漁業災害補償法、農業災害補償法、それぞれあるわけでありまして。したがって、牛肉、かんきつに限らないで農畜産物一般論、例えば米の問題にいたしましても畜産、肉の問題にいたしましてもあるいは乳の問題にしても、これからたくさん価格を引き下げるといふ動きがある。漁業はPQ方式をとる、農業はPQ方式をとらないうといふことになればこれは片手落ちになるのではなからうかといふことを心配するわけでありまして、理解をしていただいたので、慎重に御検討されることを強く要望して、次に移ります。

今度の法改正は漁業の発展と経営の安定のために行うものであるというところが提案理由の説明で明らかになっております。この共済の内容を見てまいりますと、昭和五十八年から六十一年度までは保険料は四十一億九千五百万円支払われておる。そして支払い共済金というものは七十五億一千七百万円、差し引き三十三億二千二百万円の赤字が出ておるといふのが現状である。しかも一方、このようにして支えておるといふふうに外部からは見えるけれども、内容的に見ますと加入率は二・六％という現状である。五十九年度の二四％をピークにして低迷をし、停滞しておるといふことは明確に言えるわけでありまして。その両者の原因というものは一体何なのか。普及率の不徹底、こういうものを中心にして一体何があるのかということをお明確にお答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 先生御指摘のとおり漁業共済の収支状況が赤字ということは事実でございます。まして、これにつきましては、制度発足以来いろいろな災害というものが重なつてきたわけでございます。五十九年には異常低水温による昆布なりアワビの不漁、それから六十年にはサンマの魚体の小型化による漁獲金額の減少、それから六十一年にはサケ・マス大型定置の漁獲金額の減少、六十二年には養殖の異常赤潮の発生というように、その年々のいろいろな大きな共済事故ということが残念ながら共済収支のマイナスにつながつていたと思つております。

それから、第二番目の加入状況の少ないという点でございますけれども、いろいろ制度を見直したり、我々も我々なりに努力はしてきたわけでございましてけれども、残念ながらいまだに先生御指摘のとおりのような数字になつておるわけでございまして。これは一つは危険率の低い方々が共済に入らうという意欲をなかなか持たないということがあるかと思ひます。それから残念ながらいふろろPRはしてきても共済についての認識が末端、隅々までまだ浸透していないという問題、そ

れに加えて、やはり共済でございまして、損害査定でございましてかこういろいろな事務手続が必要になってくるわけでございすけれども、そういうものの受け皿になる漁協の体制が整備されていないという問題が相重なりまして、残念ながら現在のような加入率になっていくかと認識しております。

○野坂委員 認識と反省だけではなしに、前向きにこれからどのようにして加入率を高めていかなければならぬか。三十三億円という赤字補てんを一般会計から昭和六十二年には六十七億円繰り入れをして、そういう状況であることを徹底をするということになれば、災害のときの対応策のためには共済に加入をしなければならぬという空気を醸成していかなければならぬと思うます。

そこで、今度の一部改正によって、二四％というのが最高であるけれども、いつごろまでにはどの程度になるのか、そしてその採算ベースは何年後になるであろうという将来の展望と見通しがあればお聞かせをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 共済といいますがその自主的な保険制度、しかも長期の収支の均衡を図って運営している制度でございまして、今先生から具体的な見通しなり数値というお尋ねがあったわけでございすけれども、今回の制度改正によりまして、系統を挙げて加入に取り組む、それから我々もいろいろな手だてをするということ加入率がかなり上がるということだけは言えますし、我々も何とかそれを実現したいと思つていて、率にございすけれども、では具体的に何％の加入率になるかということは残念ながらお示しできないわけでございます。それから収支につきましても、その年のいろいろな状況なりあるいは掛金率なりいろいろなことの相乗効果としての収支でございすので、何年でこれがどうなるということとは申せませんけれども、今回の改正によりまして各段階ごとの保有割合の見直しでございすとか相当いろいろな手だてを講じておりますので、そ

れぞれ均衡ある共済収支が実現できると思ひます。それから従来の赤字につきましてはいろいろな手だてをしてきているわけでございすけれども、そういうものの返還等につきましても従来と同じような計画で何とか実現してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 考えるとかそのように努力をしますとかそういうお話は我々は何十回と聞いてまいりました。しかし、法律を改正するに当たってはその展望がなければならぬ。その収支の均衡というものを一つの目的にして考えなければならぬ。そういう面でも十分御検討をいただき、普及率の徹底に邁進されることを要望しておきたいと思うのであります。

そこで私は、最後に大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

それぞれの委員会で附帯決議がつけられております。附帯決議の後、関係の大臣、農水の大員は、どの大臣でも、御趣旨を体しまして慎重に検討し、善処したいと思ひますということが書いてある。その附帯決議の重みを実行するという意味で、農水大臣はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか、承りたい。

○佐藤國務大臣 何回か私も附帯決議について今委員おっしゃるような発言をした経緯にございす。そうした決議というものは極めて重いものである、軽んじてはならぬということにございす。ただ、日々これ相努めていかなければならない問題が非常に多くございす。そういう意味で抽象的ではあります、慎重に検討しつてもおっしゃる趣旨が生かされるように最善を尽くしてまいり、こういう発言を重ねておるわけでございす。決して軽んじているわけではございません。

○野坂委員 わかりました。漁業の発展と漁家の経営安定ということを考えてみると、共済組合ではコストの削減、コストの低減を図つていかなければならない、こういう問題が第一点としてある。そして漁業者の負担軽減というものもあわせて考えなければならぬ。この

二点が柱だと私は思つております。そのとおりです。立つて物を言わぬでもないですけれども、そうですね。そういうことを踏まえて、佐藤農水大臣も農林水産委員であつたころ、昭和四十九年四月三日には、漁業災害補償制度、漁船損害補償制度及び任意共済制度を統合して一元化をするのとがそれぞれのコスト低減にもつながるであろう、いわゆる漁家の負担軽減にもなるだろう、こういう附帯決議がなされておりますし、なかなか進まないの五十三四年四月十九日にも同じような附帯決議がなされておるといふ現実があるわけであります。思えば十五年たつておるわけでありま

す。日常は非常に多忙であらうと思ひます。しかし、本当の意味の漁業の発展あるいは漁家の経営の安定というものを図るならばそれらについては慎重に検討し、対処、善処されなければならぬ、これが政治家としての使命であらうというふうに考へるわけであります。農水大臣の見解やいかん。

○佐藤國務大臣 委員も随分前から農林水産委員会に属しておられる。私も参議院時代から、また委員会の運営を主宰する立場にもあつたこともございす。そういう中であつて、法改正、制度改正等々の場合に、この種の問題は一元化の方向、これは常に言われておることでございます。どんなに難しい問題であつてもしかるべき方向というものを欠いてはならない。その節目節目に一元化を常に主張しながら、そして実現の機をねらうということ、不断の努力を続けている、こういうことではないかと思つておまして、いまだそれが実効が上がらないという意味での御発言だろうと思ひますけれども、不断の努力を続けなければならぬ、こう思つておるところでございます。

○野坂委員 今回ノリの養殖問題が本格実施をすることになったわけでありまして、シジミは一体どうなつておるのですか。対象ですか。

○田中(宏尚)政府委員 漁業制度そのものは中小漁業者の営む漁業を対象としておりますので、シジミをとる漁業者等の内水面において行われます漁業も法律上は対象となっております。しかし、漁

業共済事業として具体的に実施するためにはその対象母数の全国的な広がりでございますとか、あるいは危険分散の可否でございますとか、さらには料率設定、損害認定の方法、事業執行体制というふうないろいろなテクニカルな問題がございすので、現段階におきましては共済事業として具体的に実施はされていないところでございす。

○野坂委員 私のふるさとは矢道湖というのがございまして、そこでヤマトシジミが収穫をされております。構造改善局長でも結構ですし水産庁長官でも結構であります、年間どの程度の収入があるというふうに把握されておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 シジミの生産状況ですけれども、全国で、昭和六十一年で生産額七十八億九千八百万円、このうち矢道湖関係が推定で三十一億九千七百万円というのが私のところの資料に相なつております。

○野坂委員 シジミは年間約三十二億円の収穫がある。今矢道湖・中海を淡水化をして、そのヤマトシジミというものは死滅の状況に入らうとしておる。今日このような段階を迎えておるわけでありまして、事は重大として、私はこの際矢道湖・中海限定淡水化問題について農水省の考え方を聞きたいと思つております。

御案内のように昭和三十三年、松江市に調査事務所が設置をされてからもはや三十一一年を経過したのであります。そしていよいよ三十八年度から百六十五億円の十年間の総事業費の予算を計画して着工した。当時は米不足時代を迎えており、何としても干拓をし淡水化をして食糧の安定供給を図らなければならぬというのが国民、県民の念願であつたわけでありまして、二十五年、三十年を経過してまいりますと、米不足時代から米余り時代に変つてきたというのが現況であります。予算委員会でも議論になりましたが、内閣総理大臣竹下登さんはよく承知をされておまして、事態は変わつてきたという認識を示されておるわけでありまして。農水大臣も分科会でその点は同意

見であるというふうにお考えになった。当時の事業目的というものは大きく変わってきたということの御認識は農水大臣はございますか。

○佐藤国務大臣 委員がもうお認めになっておられるように、時代の変遷は率直に認めておるところでございます。

○野坂委員 五十九年の八月に淡水化試行という問題を提起されました。そしてそれは本格淡水化の準備段階として位置づけられました。六十二年の九月になりますと、限定的淡水化試行は本格的淡水化の参考資料の集約とすると、格好に変わってきたわけでありまして、鳥取県議会やあるいは島根県議会ではこのことが論議をされまして、今度の限定的淡水化試行は弾力性を持つものであるという認識が新聞等にも出ておるわけでありまして、私の予算委員会の分科会でも、その点については弾力的運用をするというお話がありました。が、そのとおりであるかということをも一度確認をしておきたい。

○松山政府委員 限定的淡水化試行の問題でございますが、試行の実施を通じて淡水化後の水質予測の精度向上を図ることが目的でございます。いわば調査、研究、検証の段階とでも考えられるかなというふうに思います。したがって、試行が終了いたしました段階ですぐ自動的に本格淡水化に移行するといったようなものではございませんで、私どもの考え方としては、試行の結果を踏まえましてその後の取り扱いについて両県と十分相談していきたい。この点は再々申し上げてきたところでございます。

○野坂委員 局長はなかなか答弁が上手といいますが、私から見るとさういいますか、新聞では自民党の県議会の代表がこう言っております。後戻りできぬようなことでは困るので十分にその辺は考えてもらっているというふうに新聞にあります。いわゆる弾力的運用ということでありまして、が、そのとおりだというふうに考えていいですね。あなた、私にも答えたのだ。

○松山政府委員 試行の結果を踏まえまして、そ

の後の扱いを相談していくということでございますから、万々そんなことはないと思えますけれども、異常な事態が発生しているといったような場合には、水門を全部開くというような場合もあり得るということでございます。そういう意味では弾力的な運用ということになるわけでございます。

○野坂委員 環境庁にお尋ねをいたします。淡水化試行の問題、限定的淡水化試行、どの調査を見ても米子湾は汚濁が一段と進むというふうに明らかにされておりますが、その点は御存じでありますかというところが一点。

二点目は、この限定的淡水化試行に当たって農水省から協議の申し入れがあったのか、あるいは事前打ち合わせがあったのか。それに対してどのような意見と考え方を示したのか伺いたい。

○小澤説明員 お答えいたします。第一点、米子湾の汚濁の關係でございますけれども、私も農水省あるいは県で出されたレポートは見せていただいておりますけれども、その中で、淡水化の場合にはCODが多少高くなるというたこととか、それから局部的に悪化の傾向が強くなる、そうした記載はありますし、限定淡水化の場合にはそうした記載は少ない。アオコの発生懸念があるというような記載が鳥取県の方のレポートにございますが、そういうことについては読ませていただいた限りで承知しているわけでございます。

それから、農林水産省の方から協議があったかというお尋ねでございますが、私もこの問題について正式な協議は受けていないところでございます。

○野坂委員 協議は受けていない、汚濁は一層進む、これが環境庁の態度であるというのが今日の状況であります。

そこで、米子湾の浄化のためにヘドロ対策というのをやっておるわけでありまして、建設省の方おいてだと思えますが、百万トンのヘドロ堆積があるというこの現状をどのように対処し、当面四十

万トンの除去ということをお考えおられるように承っておりますが、その点に対しての御見解を承りたい。

○日野説明員 お答えいたします。中海の浄化事業といたしまして現在堆積した汚泥のしゅんせつのために河川浄化事業というのをやっております。先生御指摘のように、一期の施行分といたしまして約四十万立方メートルをしゅんせつしようという計画で今鋭意進めているところでございますが、昭和六十二年度までに大体十萬立米ぐらい進んでおります。当面この一期施行分を鋭意計画的に促進するわけでございますが、その後につきましては捨て場確保の見通しなどを勘案しながら進めていきたいと考えております。

○野坂委員 五年も前にいわゆる四十万トンの計画を立てて遅々として進まない。この中海の浄化のために、建設省だけではなしに農水省も、将来の農業発展、地域経済の進展のために積極的に取り組むべきである、そういうふうには私は思うのであります。農水省も積極的にこれらの事業に対して取り組む意思があるかどうか、伺いたい。

○松山政府委員 農水省といたしまして、米子湾等ヘドロ除去策が講じられる、その水質浄化が図られるということは大変望ましいことであると考えておるわけでございます。特に、淡水化いたしましてその水を農業用に使うというところに相なりますれば、その水質がどうかということとは大変な関心事でございますし、今の心配される水質汚濁の問題も、一定の程度まで農業以外の要因によりましてあの地域の水質汚染が進んでおることでもあるわけでございますので、そうなるまいと思えば、例えば私も、限定的試行が仮に実施されることになりましたときの段階で必要な調査といったようなものは実施することも考えられるのではなからうか、このように考えるところでございます。

○野坂委員 松山局長、私は調査をしてくれと頼んでおるのではないです。汚泥は百万トン堆積

してありますということは明確にされておるわけですから、建設省は四十万トンの計画は立てた。これからどうするかということだけれども、中海の浄化、水質の浄化のために、農水省としても建設省と協力して、予算をつけて進むべきではないかという現実問題を言っておるわけですね。それについてはやりますかと言っておる。どうですか。

○松山政府委員 先ほども申しましたように、中海・宍道湖の水質浄化の問題には私も大変関心を持っておるわけでございますけれども、農水省として何らかの事業を行っていく、対策を講じていくということになりますればそれなりの事業目的がなければならぬ、こういうことに相なるわけでございます。申しました趣旨は、淡水化いたしました農業用水として使うということになりますれば、水質の問題というのは当然関心があるところでございますし、限定的試行の段階でどういったようなことがあり得るのか、考えられるのかといったようなことについての調査から始めるのがまずは現実的な方向ではないのだろうか、このように申し上げたつもりでございます。

○野坂委員 私はあなたの答弁に対しては不満でありますから、時間があれば後でじっくりやりたい。限定的淡水化をする前に水質の浄化をするのは、県民の願い、国民の願いである。それにどう対応するかということが農水省としての見解でなければならぬと思えます。この問題はまず保留をしておきたいと思っております。

建設省に伺う。

いわゆる十二項目に対する質問書を農水省側に出された。あるいはそれは河川法に基づく協議ではないかもしれない、事務打ち合わせという段階かもしれない。その十二項目の質問に対して、十二月二十五日には農水省からいわゆる回答があったと聞いておるわけでありまして、それで満足されたのか、了承されたのか、不満であるのか、さらに意見を提出されたのか、その辺を明確にしても

○岩井説明員 中海・宍道湖の限定的淡水化計画につきましても、農林水産省の出先機関から建設省の出先機関が説明を受けて、その内容につきまして目下意見交換をしておるところでございます。先生御指摘の十二項目の質問書につきましては、十二月七日に出しまして、その後農水省の方から回答が出ておりますけれども、さらに明らかにすべき問題もあるということで、引き続き意見交換をやっておるところでございます。

○野坂委員 よくわかりました。

最近、中海・宍道湖をめぐる情勢は非常に厳しい状況になってまいりました。ただ単に地域の問題とは言えない全国的な問題になってきた、国民の課題となってきたということが言い得るだろうと思います。島根県側でございますが、島根県議会は中間報告という格好で、「揖屋・安来地区の部分竣工と土地利用についてであります。」というのが表題であります。揖屋・安来地区は、昭和六十三年度に竣工するよう配慮されたのであります。このように中間報告が県議会に報告されております。鳥取県の県会自民党は昨日午後四時記者会見をいたしまして、淡水化延期の申し入れがなされておる。承知しておられますね。この新聞によりまして、「淡水化」は「事実上の凍結」、こういうことが述べられているわけでありまして。

今まで農水省は干拓と限定的淡水化をセットにしてきました。まず干拓地農地に用水を入れるということになれば、この限定的淡水化は宍道湖が一〇〇ppm、中海は五〇〇ないし七〇〇ppmというのが目標値である。ということになれば、この塩分濃度の高い水は農業用水には不適当であるということになるわけでありまして。したがって、干拓地はでき上がった、しかし限定的淡水化をやったにしてもその水は農業用水に使えない、こういう格好になってくるわけでありまして。そういう格好で、今地域の皆さんは、できるだけこの土地利用をしたい、配分をしてみたいというものが鳥取県議会の態度、島根県議会の態度、そして地域住民の大きな要望である。そしてまた、こ

れだけ完工できておるのに限定的淡水化をやらないう限り土地の配分はやらない、このことは、地域経済に影響を与え、そしてその経済効果もないだろうと私は思うのであります。思い切って、地域の自治体の意向、住民の意向、それらの声を受けて、農水省としては部分竣工を認めて土地配分をやるべきだと考えるわけでありまして、その点はいかがですか。

○松山政府委員 既に三つの工区の干陸がほとんど完成いたしておりますし、もう一つの工区も大部分干陸しているというような状態にあり、かつその干拓地についての御要望が大変強いという事情も一つあるわけでありまして。

そこで、今の先生の御質問の趣旨は、その各工区をそれぞれ竣工させていったらいいではないか、こういう御提案、御質問でございますが、ここで考慮を要します点は、この事業がまず干拓地を造成するというのが一つございまして、同時にその造成された干拓地に長期・安定的に農業用水を供給する、そのための淡水化施設が一体になつておるといいますか、そういう事業として行われておるわけでありまして、原則論といたしましては、干拓地の造成と、造成された干拓地の農業用水を確保いたします淡水化との施設が完了いたしまして、現実に水利用による効果が現れるようになっていくということが本来である、いわばこの原則があるわけでありまして。

ところが、今先生からもお話がございましたように、現実の問題といたしましては、地元に近い部分竣工の要望があるわけでありまして、事業実施者としての私もいたしまして、せっかく投資した土地でございまして、効果の早期発現という原則論から、できるだけ早く部分竣工したいというふうな考えるわけでありまして。

しかし、ここで問題になりますのは、淡水化された水を干拓地に用水として供給いたすためにはまだかなり期間がかかるわけでありまして、いずれにしても当面間に合わないという現状があるわけでありまして。そういったしますと、先ほど申し上げ

ましたようないわば原則と現実との調和、かけ橋をどのようにしてつくっていくかというところが私どもにとつての工夫のしどころでございます。これまで申し上げてまいりましたのは、限定的試行を行ひまして将来の用水手当てのめどをつけながら部分竣工を考えていくというのが、考えられる道なのではないかと申上げておるわけでございまして。

しかし、今の先生のお話もございましたし、本件の取り扱いにつきましては各方面からいろいろな御意見をいただいておりますのでございまして、私もそれといたしまして、そういう意味での原則と現実との調和を保ち得る手法がほかにもあるのかどうかということの内々いろいろ検討はいたしておりますが、現段階においてこれならいけるという妙案がないのが現実でございます。引き続き検討をしたいと思っております。

○野坂委員 あなたが頭がいいのか私が頭が悪いのかよくわからぬが、わかりにくい。現実と理想とを踏まえて現実的に対応するのが行政のあり方であらうと思ふのです。

建設省はこう言っておるのです。「部分竣工と限定的淡水化試行計画とは実質上関係ないのではないか。第一章に書いてある。あなたはどうかやって答えたか。」「農林水産省も干拓地の早期効果発現の観点から、これを弾力的に考えて工区完了したいと考えている。」と答弁しておるでしょう。

言うなれば、この限定的淡水化と干拓地というのは事実上関係ないじゃないか。すぐに配分して経済効果を上げた方が農業の進展には大きな効果があるのではないかと、私はこれが常識論であらうと思ふのです。限定的淡水化になかなか賛成しないから、根っこをつかまえて、これもやらせぬぞということになれば将来に禍根を残すであらう。世論の波に乗って、国民が期待するならば部分竣工と限定的淡水化というものは切り離して土地配分を行うべきであるというのが、現実には即した行政のあり方だと考えるわけでありまして、その点はいかがですか。この点については大臣も慎重に検

討しながら御回答を賜りたいと思ふわけでありまして。どちらが先でも結構です。

○松山政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、原則として淡水化事業が完成して淡水化された水が利用される可能性が出てくる、そのことと干拓とを結びつけるというのが原則の考え方ということになるわけでありまして、そのこととこだわつていたのでは、片方の現実の要請ないしは必要でございます部分竣工がなかなか前に進まない、これはおわかりいただけたかと思ひます。

そこで、今弾力的な扱い方というお話があつたわけでありまして、まさにその弾力的な扱い方の形といたしまして、私もその限定的試行に入りまして、将来の用水手当てのめどをつけながら部分竣工していくという形が一番望ましいのではないかと考えておるということでございまして。ただ、それ以外に原則と現実との調和を図り得る考え方があり得るのかどうか。これはいろいろな方々からの御意見もいただいておりますのでございまして、私もそれといたしまして、現段階においては、私どもとしてもなお検討はいたしたいと思つておりますけれども、現段階においては妙案を見つけないに至つておらないという状態を率直に申し上げたいということでございまして。

○野坂委員 大臣に伺ひます。

今の構造改善局長の御答弁は現実に即して前向きに検討いたしますという御答弁であります。農水大臣も、いわゆる農水省の総大将でありますから、国民の世論なり地域の意向、知事や市長が考へておることは、恐らく牛肉、オレンジの問題に頭があるとしても、この国民的な問題については十分御留意であらうと思ふのであります。したがって、部分竣工につきましては早急に水面下で地方自治体とも連携をとりながら前向きに対処してもらいたいと思ひますが、よろしうございませうか。大臣の御所見。

○佐藤国務大臣 先ほど来構造改善局長の答弁を聞いておまして、委員が評価されるように、うまい答弁をしておるなという感じと同じではございませぬが、相当考えながら言つておるな、しか

また聞かれるあなたも相当なものだ、私は率直にそう思っている。この相当と相当の間に立つて私がどう答えるかということについて率直にある種の戸惑いも感じます。

しかし、本問題は、おっしゃる通りに社会的問題、もっと大きく言えば政治的問題、まさにそうなっている。国会でこうして取り上げられておる。あなたからも再三にわたって御所見を、怒られたり激励されたり、あつちの場合もこつちの場合もありまされども、いろいろ言われてきた。就任早々今日まで、私はその経緯をよく承知いたしております。そして、部分竣工と限定的な淡水化試行、これとワンパッケージ、原則と現実をどう調和させるかということについて事務当局は相当悩んでおられるわけでありま。現況なかなかいい知恵がない。これは率直な局長の答弁を私もそのとおりに思います。しかし、三月末まで地元の意見を

そんたくしつある種の結論、あるいは私の決断と言つてもいいかもしれない、あなたからは再三決断すべきだと言われてきた経緯からいってその言葉を引用しても結構でございますが、それを三月末、待ちましたけれどもお答えがないということ——これは時間をかけていったらいいかと思ひます。そこで、わずか二月、五月末までには回答をせられたら、こういうことを私が渡米中に、実は三月三十日両県の責任者が来られて、間に合いませんというところでございまして、農林水産省といたしましては五月末まで待とう、これは私は余り長く待つわけにはいかぬ、こう言つたのであります。それが実務者からは五月末まで待ちましよう、こういうことで、鋭意それぞれの地元におかれて検討もされておるかと思ひますので、それらを含めまして私も判断をしなければならぬと、慎重な態度をとっておるところでございます。

○野坂委員 農水大臣の演説、わかりましたが、そういうことを含めて、きのう県会自民党は、こういう地方紙の一面トップで「事実上の凍結」論というものを島根県も鳥取県も出しておる。まだ知事からは、そういう状況は鋭敏な佐藤農水

大臣が知らないはずはない。したがって、それらの状況を受けて地域の進展と発展のために、農業の利益を守っていくために農水大臣としては部分竣工というものは切り離してやらなければならぬという、前向き検討ということを書いておられるわけでありま。時間がありま。余り長くしゃべらないで、それだけお答えいただきたい。

○佐藤農務大臣 いや、そう簡単にもまたこれは言えないのでござい。これは先ほどから申し上げるように二つのことがワンパッケージになっておる経緯もござい。そこでもいい知恵はないかといつても今見当たらぬ。また地元の集約された意見も拝聴した上で決断しなければならぬ。結論を出さなければならぬ。新聞情報等も私は承知をいたしております。おりま。新聞情報だけで判断をするわけにもまいりません。また、地元の自由民主党がというお話もござい。また、けれども、それだけで判断するわけにもまたまいりません。今あなたが、従来の御意見にさらにまた重ねてこの場で御発言になったこと、いろいろなことを含めて私は考えなければならぬ、こう申し上げておるわけでございます。

○野坂委員 五月三十一日までに回答をもらいたいというお話でありま。島根県の中間報告で県会「市町長の苦悩は察して余りあるものがある」と。こういうふうな書きである。県民の世論は反対ということが大勢である。したがって与党自民党としても凍結をせざるを得ないということに踏み切つた。そして負担の問題もある。この事業は国費が七二％で地元が二八％である。百六十五億が現在では八百八十億、今や九百九十億にならんとおる。容易なことではないということとがまた一面考えられるわけでありま。したがってこの地元負担の軽減策というものを、長くなつたというこの経緯から考え、事業が予定よりも金額を要したという意味を含めて、地元負担軽減のために十分の配慮と御検討をいただきたいと思ひますが、農水大臣の御見解、あるいは構造改

善局長でも結構でありますから御検討いただきたいと思ひのであります。

○松山政府委員 この事業は、今お話がございまして、今の見込みでは、全部完成するということでは九百九十億ということになっておるのですけれども、いろいろな要素があるわけでありま。その要素の中のかんりの部分をおつめておるものが物価でありますし、それから当初は別の事業で行おうとしておりました附帯的な事業も一貫施行ということとでこの事業の中に取り込んだ、そういう意味では実質的な増高にならぬ面もあるわけでございます。

ただ、それにいたしましても工事の変更その他もありましたし、かなり当初の予定を上回つておることは事実でございます。私も、地元負担の軽減問題については多大の関心を持つておるつもりでございます。ただ、問題はその手法の問題でございまして、御案内のように、干拓事業につきましては、その公益性等にかんがみまして国庫の負担率が、今七二％という話があつたわけでありま。けれども、ほかの土地改良事業に比べますと相当高いところに設定されて、もともと地元負担の軽減が図られておる。事業費の増高ということとはそのまゝ実は国費の、国の負担分の増高をも意味しておるわけでございます。そういうことを考えますれば、国庫の負担率を上げようというふうな方向での解決というものは相当難しいのじやなからうかというのがまず一つあります。

ただ、できるだけ地元負担の軽減ということとは考えたと思つておられて、例えば先ほど話の出した、既に工事をおおね終つておられます工区についての部分竣工をできるだけ早くやるというののも一つになるわけでありま。あるいはこれまでも発生しております県の負担しつてもらうべき部分、その部分についての繰り上げ償還をしていただくとか、あるいは制度的な面の問題がございましてなかなか難しい面もあるわけですから、今も、考えてみたいと思つておりますのは、今の

特別型という仕組みをこれからやる分については一般型に切りかえらるか、そんなことをいろいろと考へまして実質的な地元負担の軽減の可能性ということについては真剣に検討したい、このように考へておる次第でございます。

○野坂委員 時間がいいよやつてまいりまして、まだまだ十分だといへませんが、「政界ジャーナル」というのに、佐藤さんの写真も出ておるが、特別企画で、いま、政治責任が問われる三つのむだ遣い、こういうことで詳しく出ておる。税金のむだ遣い。「無意味な矢道湖・淡水・干拓」化でシジミが消える!というふうなことをテーマにして税金のむだ遣い論が長く書いてあります。たくさんあります。「サンデー毎日」にも、こつちを向いてごらんください、ここに写真入りで中海の状況が書いてある。国民的な世論になって、税金のむだ遣い論が横行し始めておるという今日の段階であります。

そこで、市町長が苦悩しておるの、投げたボールをなかなかあなたにお返しのできないのは、この間も申し上げましたように挙げて町民、市民が反対をしておる。松江では景観条例の制定、米子市では淡水化の賛否は市民投票によって決定せよ、これが既に運動として展開されておる。これが今日の状況であり、反対の世論がほうほうとして巻き起こつておるというのが現状であります。しかし、県から見れば、市町村から見れば、これからの予算をあなたの方に頼まなければならぬ。そのためにはなかなか反対ということが言い出せない表現で明らかである。したがって、決断をするのは佐藤さん、あなたです。

言うなれば、今度の牛肉、オレンジの問題でも総理は、佐藤農相が決断をすれば我々はバックアップしてその意に沿いたい。あなたはそれだけの信頼がある。税金のむだ遣いとか、あるいはすべての新聞、週刊誌に写真入りでうたい上げられておるこの中海・矢道湖の限定的淡水化問題については、地元の意向が、回答がまだ出ないにして

も、水面下でそれらの動きを十分キャッチしながら佐藤農水大臣の決断によって一つの方向を打ち出したという姿を私は期待してやまない。それに對するあなたの考え方も、今構造改善局長が述べられました地方負担の軽減は検討したい、そして部分完工は一日も早く、ワンセットということよりも、地域の振興と経済の発展、農業の進展のために進めざるを得ないという前向き検討をぜひ進めていただくように心から期待してやみませ

ん。

最後に農水大臣の私に対する決意をお述べいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤農務大臣 重ねての御意見でございます。地域農政ということで、地域の経済あるいは地域住民の生活に直接関連のある地域農政を推進することは、日本全体、各地に關することでございます。しかし、そういう中にあつても、特に今大変な話題、問題になつておるこのことにつきましては、私自身、先ほど申し上げましたように、地元、地方の責任ある立場にある行政の場において集約された意見を両県知事さんなどのようなことで持つてきてくださるか、それを待つておるといふことでございまして、それをいただいた上で私自身が決断をしなければならぬ。そういう中に負担の問題ももちろんございまして、いろいろな問題をあわせ含めて私が措置をしなければならぬ、決断をしなければならぬ、かように心得ておるわけでござい

ます。

從來、私は、予算委員会、分科会等におきましても申し上げたかと思いますが、一般論として率直に言うならば、むだにむだを重ねる結果になつたではないかという評価を受けてはならないと心

状況というものを十分に認識して対処、対応をしていただくように強く要望を申し上げまして、時間が参りましたので私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○菊池委員長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 この際、漁業経営のあり方について最初に伺つておきたいと思ひます。

我が国の資源量から見ましてピークの一千二百万トンの水準は今後はそれほど変わらないのじゃないかと思ひますが、これからは地先の漁獲物を大切に管理をして特色ある高付加価値のものをつくり出していく方向にあるのではないかと思ひます。幸か不幸か、水産についてはI.Q.がI.Q.の役目を果たしてございまして、比較的自由に我が国に入つてくる状態でありま

すから、それが魚価に反映されることとなつてゐるわけでありま

す。

この魚価問題は、これからの漁業経営のあり方を考える上で非常に重要な課題であると思ひます。魚価の動向それ自体が漁業構造の見直しを伴うからでありまして、低魚価に耐え得る競争力のある漁業経営を構築するためにはどうすればよいのか、あるいは労賃の低い国と對等に競争するには生産性の高い経営体をつくるしかないのじゃないか、こう思ひます。

漁業の場合、農業と異なりまして、資源との關係から漁業者全体が生産する量をふやして量でカバーするというわけにはいかないわけ

です。そこで、生産する人の数を減らして一人当たりの生産性をふやして単位コスト当たりの生産性を上げるという道しかないのではないかと思ひます。

もちろん栽培増殖等の促進によつてその資源をふやすということも考えられるわけでありま

すけれども、これによつてふえる量というのは知れたものだ、こう思ひます。

しかし、このように考えてまいりますと、生産性の低い経営体はこのまま淘汰されるのじゃないかという心配をいたしております。純経済的理論だけで強い者が勝ち、弱い者、いわゆる額に汗し

て働く方々が死んでいってしまうというふうな行き方、これでよいものかどうか、私はここに非常に疑問を感じておるわけであり

ます。魚価の動向は漁業構造の見直しを伴うことは間違いないところでありま

すが、その場合どうやって転換させていくのか、そのためにどう国の資金をつぎ込んでいくのか、これが今後の検討課題だらう、こう思ひ

ます。

そこで、長官、漁業政策のあり方について水産庁としてどういふ見解を持っておられるのか、この点をまず冒頭に伺つておきたい。

（委員長退席、月原委員長代理着席）

○田中（宏尚）政府委員 ただいま、漁業の現在置かれてゐる基本問題なり我々自身が抱いてゐる悩み、そういうものにつきまして先生から適切な御指摘があつたわけ

でございます。

ただいま御指摘ありましたように、このところ千二百万トン台といふことで国内資源は横ばいで推移してゐるわけ

でございますけれども、一方で海外との關係が、二百海里体制がこのところますます定着化し

てきてゐる、そういう中で輸入問題といふものもあるわけ

でございます。我々といひましては、こ

ういふ開かれた國際關係といひますか、二百海里体制の中でこれからの漁業といふものを考えていかざるを得ない。しかも国内で魚に對するいろいろな需要といふものがあり、それから一方で経済的にせよ資源問題といふものがあるわけ

でございますので、相当程度といひますかある程度の輸入といふものは、やはり消費者との關係におきましても当然入つてくるという前提でこれまた考えざるを得ないと思つておるわけ

でございます。

そういう國際環境の中で我が国自身がこれだけ広大な二百海里といふものを持つてゐるわけ

でございます。何といひましてもこの二百海里をどうやってこれから再構築していくか。これは資源問題も含め、経営問題も含めましてせつ

かつある二百海里といふ我が国の財産をこれからどうやってふやしていくかといふことがまず基本かと思つ

ております。

そしてそのためには栽培漁業でござい

ますとか養殖でござい

ますとかいろいろ具体的手法で対応して

きてゐるわけ

でございますけれども、今先生からもお話が

ありましたように残念ながら限られた水域で

は思っているのです。長い目で見てまいりますと、それが補償水準の引き下げとなり、全体を縮減する方向になるのではないかと心配をいたしておるわけでありまうけれども、この点を明らかにしておいていただきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 現在、漁業共済は収支状況も非常に問題がございますし、それから加入率というものが低い状況にあるわけでございます。内外を取り巻きます漁業のいろいろな厳しい条件、こういう中で共済事故の多発というものが、対応できるような危険分散というものが、残念ながら現在必ずしも十分に講じられていないという状況にあるわけでございます。そして、こういう中で漁業共済事業の現状というものを踏まえまして、現在の漁業実態に即した制度になりまうことを念頭に置きまして、少なくとも共済事業の加入の普遍的拡大を図って漁業災害補償制度の健全な運営を図るという基本的な立場に立ちまして、いろいろな見直しを去年来研究会でやっていたいただき、その研究会の成果として今回の改正案をお願いしている次第でございます。

○吉浦委員 漁業共済の赤字の原因は一体どこにあるというふうな水産庁は思っておられるのか。全共済金額の過半を占めております漁獲共済は収獲保険方式でありまして、漁獲金額減少の原因は災害であるというふうにとるわけでありまうけれども、それに魚価の低迷、また外国による漁業規制に伴う影響など漁業収入にかかわるあらゆる事象でありますけれども、特に昭和五十二年以降の漁業共済事業の収支が大幅な赤字というふうになっております。これは二百海里規制下と魚価の乱高下、いわゆる最近の円高に伴う魚価の低迷、こういうものなどが密接に関係しているのではないかと思っております。この点をどういうふうに考えておられるか。

○田中(宏尚)政府委員 魚価そのものは、各魚種ごとの需給状況でございますとあるいは魚体の大きさ、それから品質、さらには競合品との関係というものが総合的、複合的に絡みまうて決まっております。

てまいりますので、一律に何が魚価の低迷に寄与したということは言えないわけでございます。それから、現在の共済の赤字そのものは、魚価の低迷といえまうけれども、経済的な変動というよりは災害でございますとか、いろいろそういう天然的事象、こういうことに基きます所得の低減というものが大きく寄与しているのではないかと理解しているわけでございます。

ここ数年を見ても、五十九年には異常低水温によりまして昆布なりアワビの低落というものがございまして、それから六十年にはサンの魚体の小型化ということで漁獲金額が大幅に減少した。それから六十一年度にはサケ・マス的大型定置の漁獲金額の低迷というものがございまして、それから六十二年には、これは漁獲共済でなくとも養殖でございまして、赤潮の異常発生というふうなことで、魚価そのものという経済的な事象よりは天然な現象という自然現象という不慮の事件というところに起因した漁獲金額の減少、したがって共済金額の支払いという事態になったというふうな理解しておるわけでございます。

○吉浦委員 共済事故を起こしている魚価安の原因をどのように見ておられるのか。ここにある資料によると、

六十年以降の円高により外国水産物は輸入しやすい環境となり、価格的に安い水産物はこの一、二年で量の拡大を伴いつつ国内水産物の供給構造を大きく変化させている。

六十一年の国内消費向け生鮮・冷凍品についてみると輸入もののシェアは実に四一％に達しており、六十二年以降も円高基調であり、国内生産低迷、輸入増勢の状況は変わっていないため輸入水産物のシェアはさらに大きくなっているものと思われる。

このように大きなロットと多くの品目を伴った割安な輸入水産物の急増は国内水産物の相場を押し下げる方向に作用している。こういうふうな指摘をされております。こういう輸入急増に対して秩序化しなければ共

済事故はなくなるならいいし、また赤字は累積する一方ではないか、こう思うわけでありまうが、この点どういふ見解を持っておられるかお尋ねをしたと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 魚価の形成につきまして、先ほど申し上げましたようにそれぞれの魚種ごとのいろいろな需給事情でございますとか品質、いろいろなものが相乗的に影響してくるわけでございますが、その中で輸入という問題も一つの要素であることは事実かと思っております。しかし、より基本的には魚価というものは豊漁とか不漁とか、こういうことに大きく左右されているわけでございます。一般的に輸入の増大というものがストリートに魚価の低迷の多くをカバーしているという状況ではないかと思っております。

それから、このところの魚の輸入の増大というの、国内と競合関係にないあるいは国内の資源上国内では不足しているというものが大方入ってきているわけでございます。直接的にはその大きな魚の足を引く張るということにはなっていないかと思ひますけれども、今お話がありましたように物によつては直接響くものもあることは事実かと思っております。

そういう中で、我々といしましては秩序ある輸入と、必要なものは入れざるを得ないし入ってきて当然でございますけれども、やはり秩序を持って輸入することが緊要でございますので、特に沿岸の中小漁業者と相競争し合うサバとかイワシあるいはイカというものについてはI・Q制度というものを敷いております。それから、このところいろいろ問題の出でましたマグロとかについては、政府間、民間間でいろいろな協議を行ひまして、事前確認制というふうな規制も行っているわけでございます。

ただ、そういう規制と同時に、何といましてこれからの競争関係が高まると思ひますので、内外格差の是正といひますか国内の漁業のコストの引き下げというものを全体として図らなければならぬと、それから新しい需要に応じた付加

価値を高めるいろいろな知恵というものも積み重ねていかなければならないのではないかとこのように認識している次第でございます。

○吉浦委員 漁業共済は、昭和六十一年度までの事業収支は三百九十一億円の累積赤字、こうなっている。これは漁業者の側から見ると、困難な漁業経営に對してこれまでに三百九十一億円の助成金が支払われたというふうにとつてもいいのではないかと思ひます。農産物と比較して有効な価格支持制度がないのですから、漁業制度がその代替をして機能しているという側面を持ていと見てもいいんじゃないか。それが、二百海里体制の定着、水産物需要の伸び悩み等、我が国の水産業を取り巻く情勢というものは厳しい環境下にあるわけでありまうから、漁業者の経営の安定に大いに資しなければならぬというふうな思ひわけです。こうした側面は今後も大切にしなければならぬのじゃないか、こう思ひわけです。

そこで、こうした厳しい共済収支の状況をどこまで漁民が負担すべきなのか。言いかえれば、国はどの程度まで責任を持つべきなのか、今整理をすべきではないか、こう思ひわけでありまう。単に政府は特別会計の赤字減らし対策を図っておられます。それは共済掛金の引き上げにはね返ってくる、漁業制度がまた縮減する方向に傾斜していくのではないかと心配をいたしております。それでは漁業者にも国にも利することにはならぬわけでありまして、したがって漁業制度における国の役割、その責任を明確にしなければならぬ、こう思ひます。それなしには責任分担の配分は決定できないのではないかと。この点どういふふうにお考えなのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 漁業というものは本来自然の影響を受けやすい産業でございますし、しかも我が国の場合には沿岸の中小漁業という脆弱な経営体というのによつて多くの経営が維持されている、そういう特殊な中にございまして、本来ですと、相互扶助ということの基本をいたしまして共済制度というものをみずから自主的なもの

として取り組むべきところでありますが、政府といたしましてそういう我が国の置かれている漁業の特殊性ということから掛金の補助というものを行い、それからさらに、残念ながら収支じりりと

いうものがマインナスになりましたものにつきます。二度、三度にわたります。一般会計から特別会計へ繰り入れというようになことで応援してきているわけでございます。これをどこまでが漁民が持ちこたえて、どこまで国が持つかというその仕分けにつきましては、共済という長期で収支が相償うという設計の中で国の助成というものをどこまで持つかという画一的な基準というものは、正直言いましてなかなか難しいわけでございますけれども、ほかの種類の共済という先例なり種類もいろいろあるわけでございますので、そういうものの均衡をとりながら、しかも漁業経営というものの特性に着目していろいろな財政措置というものも過去もしてきておりますし、これからも基本的な立場に立ちまして漁業経営の安定というものに共済事業というものは的確に機能するように努めてまいりたいと思っております。

○吉浦委員　漁業制度の普及促進について何っておきたいと思えますけれども、制度の健全なる運営のために普遍的な加入が不可欠であることはもう論をまたないところでありますが、それなしには特定の者に生じた不慮の損害を負担するといふ制度は維持できないのでありますから、五十七年改正でも、加入拡大を図るために義務加入対象範囲の拡大、長期共済の導入等が講じられたところでもあります。しかし、所期の目的を達成したとは言えない状況にあるというふうに私は受け取っておりますが、今回の制度改正によってどの程度の加入拡大が図られるというふうに政府は見通しておられるのかどうか、この点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 從來加入が進まなかつた一つの大きなあれとして、やはり漁民に共済制度

というものの趣旨が十分徹底してなかった、あるいは本来主體的に取り組むべき漁協にそういう熱意なり体制というものが十分でなかったという問題があったわけでございます。

今回漁協契約方式という形で漁協自体を契約の主体として位置づけまして、漁協の主体的な取り組みというものを期待することにしたしました。それから掛金率の割り増し、割引等につきまして今いろいろな見直しを行っておりますので、今回の制度改正を契機といたしまして、系統団体それぞれとそれから行政側が一体になって共同の推進に努めるということに加算率というものも相当上がるものと思っておりますし、それから、ぜひ上げなければならぬと思っておるわけでございませうけれども、これはこれからの制度の展開なりあるいは系統の取り組みということが大きくそういう結果的な数値に影響してまいりますので、数値として具体的には答弁できないのは残念でございますけれども、系統ともども今回せっかくお願いしております制度改正の趣旨が何とか十分に発揮できますように全力を挙げてまいりたいと思っております。

○吉浦委員 私なりに加入拡大しない原因を関係者から聞いてまいりますと、まず第一に制度に魅力がない、二番目に掛金に見合う補償がない、三番目にはPR不足、こういったところが目についた程度であります。補償水準は現在、過去五年のうち中庸三年の平均漁獲金額に金額修正係数を掛けたものに限度額率を掛けて決定されております。これも一つの方法であろうというふうに思いますが、これでは補償水準の低さへの不満は解消されない、こう思うのです。再生産を確保するという趣旨からしますと、漁業者が負担をしたコストから見た補償水準というものを検討してみてもどうかというふうに思うわけでありますけれども、この点どういうふうにお考えなのか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話ございましたように、補償水準につきましてはいわゆる五中三方式と申しますか、過去五年の中で最高、最低

を捨てて三年の平均というものを基準といたしまして、これに一定の率を掛けているわけでございます。したがって、こういう一定の方式で、しかも共済という全体を対象にする一つの仕組みでございますので、個々の経営者から見ますと、確かに共済でもらうものが経費相当分に見合っているという実感をお持ちの方も残念ながらいることは事実でございますけれども、やはり総体として見ました場合には、そういう経費相当分に適合するという仕組みなり保険設計というもので行っているわけでございます。過去もいろいろと議論がございまして、こういうものにつきましても、修正率でございますとかそういうものの見直しをしてきたこともございますし、それから、それぞれの組合の実際の運用というものにまっすべき点も、多いわけでございますけれども、いずれにしても、できるだけ魅力があり、加入しやすい制度ということが制度運営のための基本になることは確かでございますので、そういう基本的な姿勢に立ちましてこれからもいろいろな点について検討し、必要に応じあるいは事態の変化に応じましての弾力性的な制度の対応というものは考えてまいりたいと思っております。

○吉浦委員　義務加入が成立するには、三分の二以上が賛成をして、かつ全員が加入しなければならぬ。そうすれば高率の国の掛金補助が受けられる、こうなっているわけですね。したがって加入が促進されない現実があるわけですから、私も、私などもそうかもしれないませんが、どこの社会でも保険嫌いというのはいまして、嫌いだからというのはい理屈じやないだろうと思うのですが、高率をどうしても受けるためには立てかえ払いということも考えられると思うのです。これは制度の趣旨からして容認することができないだろう、こう思うのですが、とするならば多少の緩和措置を設けて加入拡大を図るという方法、こういうことが制度の趣旨に沿うのではないかと、うううに思われるわけですが、この点どういうふうにご考へておられるか。

○田中(宏尚)政府委員 義務加入制度自体は昭和四十九年の法律改正で漁獲共済に導入されました、その後加入促進につきましては相当程度の効果なり役割というものを果たしてきたわけでございしますけれども、ただいまお話ありましたように、特定の者の反対というようなことでその義務加入が完全に効果を上げないという問題もあるわけでございします。特に特定の者という中で漁業依存度が低くて共済に入る必要性の少ない漁業者というものもあるわけでございします。こういう者につきましては、御指摘ありましたような問題が地域によってはあることは事実かと思っております。しかし、だからといって、その義務加入の対象者たる資格要件というものを余りに制限してしまうということになりますと、みんなでやっていくべき共済というものが特定の少数者に偏ってしまうという運営上の問題なりあるいは保険設計上の問題というものも逆に出てくるわけでございまして、やはり何といいましても、それぞれの地域での地道な相互の話し合いによって共済の全体的な効果なり意義というものを関係者に認識していただき、実質的に加入を図っていただくということがとり得る最善の道かというふうに考えておる次第でございします。

○吉浦委員 「水産業の基本問題に関する検討中間報告」、全漁連の方からこういうのが出ておりますけれども、この中に、「きよさい制度の普及と強化」というので、「漁業災害補償制度を漁業経営安定対策の柱として位置付け、加入の普遍化を進めるため、系統運動を強化するとともに必要な制度の強化を図る。」こう出ております。強力に推進することになって、こううたっておるわけですが、けれども、漁協が本腰を入れて加入拡大を図るべきであるというふうに思うわけであります。さきの水協法改正で任意共済は漁協の事業として明確に

1000

○吉浦委員　さらに、加入拡大を図る意味からこういうことも考えられるということで申し上げるのですが、金融措置とのリンクージュは考えられないか、こう思うのですね。強制しちやいけません。が、民間では例えば住宅ローンを組んだ場合に、火災保険に加入してください、こういうふうな例もあるわけですね。ですから、漁協の融資を受けた者に、強制ではないんですが、理解を求めて加入してもらおうということはそれほど無理なことでは

○吉浦委員 農林水産委員会の調査室からいただいた資料によりますと、加入率が各都道府県によつて非常なばらつきがあるわけですね。漁獲共済といへば〇%から八七・九%まで、養殖共済では現に養殖事業を行っていないところもありますので、参考にはならないかもしれませんが、〇%から一〇〇%まで、こうなっているのです。各都道府県の取り組みもありましようけれども、水産庁としてこの実態をどういうふうに考えていらっしゃるか。

業共済の取りまとめは困難を来しているとも聞いているわけです。そして、こうした急速な変化に対応する中で、漁災制度はどうあるべきかとお考えなのかどうか、この点をお答えいただきたい。

○田中(宏宏)政府委員 確かに地域によりましては漁業なり漁村の状況というものが大きく移り変わってきておりまして、漁業依存度の低いものも地域社会には相当ふえてきておるわけでございます。

また漁協系統の期待は非常に大きいものがあります。漁協契約の導入がどの程度加入促進に効果があるというふうに考えておられるのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員　今回の改正の大きな柱といたしまして漁協契約方式というものをお願いしておるわけでございますけれども、これはただいま先生からも御指摘ありましたように、加入の促進なり、あるいはこういう方式をとることによりまして掛金というものをある程度低減できるというようなことがあるわけでございます。それと同時に、このところ地域によりましては計画的な営業漁というものが進展してきているわけでございますけれども、こういうところにつきましては、漁協の漁業者に対する指導関与というものが相当

が、将来は養殖共済への移行も考えられるところまで来ているのじゃないか、こう思うのですが、こうした定着した地域共済について当面何らかの補助を考へていくべきではないかというふうに私は思いますが、この点、長官どういふふうにお考えになつてゐるか。

○田中(宏尚)政府委員 地域共済というのはその名の通りそれぞれの地域で要望が強いといふことで、それで全国的な保険数理でございまして、こういうものに必ずしも乗りがたいといふものにつきまして制度上道を開きまして、現在におきましても岩手県で一つ行われておるわけでございまして、こういうものにつきましては、それぞれの地域の実情なりあるいは性格といふものを基盤といたしまして漁業共済組合の自主的な運営といふことがその制度の基本でございまして、そういう自主的な運営にゆだねるという観点から申しまして、国が全国的観点から一律的な考え方のもとで助成したり規制したりするというのが現状ではむしろ適していないといふふうに考えておりますが、現在行われている地域共済そのものもその地域にとっては非常に有効に機能していると思つておりますので、いろいろその運営の仕方なりあるいは普及のあり方なりというものにつきましては、我々もいたしまして適切な指導なり対応といふものは当然行つてまいりたいと思つております。

○吉浦委員 今回、ノリ特定養殖共済が本格実施されることになったわけでありまして、前々から私はこの点を主張しておる者の一人でございますが、たけれども、これに伴つて今までの物損方式のノリ養殖共済は廃止する方針であるといふふうに聞いておりますが、廃止が予定されるノリ共済は、資料を見ても、現在西日本で多く契約が締結されておるようでありまして、特に佐賀県、福岡県では著しくそういう状態にあるようですが、それだけ物損方式の共済が定着、なじまれているといふふうにとつていいのじゃないか、こう思ふのです。実情に即した措置を設ける必要がある

のではないかと思ふわけでありまして、こうした措置を望む声が強くなつてゐるとも聞いておりますし、この点どういふふうに当局は何つてゐるのか、お答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 現在の物損保険方式、これが大宗を占めて行われてきたわけでございましてけれども、このところの養殖の現況といふものから見ましてやはり今回お願いしております取換保険方式といふものが従来の物損保険方式より養殖業の実態に適合しているといふふうに我々は認識しているわけでございまして、したがって、本格実施の段になりますと相当そちらの方に移行するといふのが各地の動きじやないかと思つておりますけれども、しかし一方で現在の物損保険方式、これも施行されてから二十有年という歴史を持つておりますので、これを直ちに廃止するといふことにつきましてはいろいろと問題も出てまいりますので、移行が円滑に行われますまでの間は従来の物損方式といふものも存続させるということ、当面は経過的にそのまま従来のものも置いてまいりたいといふふうに考えておるわけでございまして。

○吉浦委員 次に責任分担のあり方について伺つておきたいのですが、今回の改正案では、漁済連と国の関係については漁済連の現在の責任部分を超える場合にも新たに一定の被害の部分について五割の責任を保有するといふふうになってゐるわけですが、漁済連は昭和七十四年まで無利子棚上げ分の償還として毎年おおよそ七億円返還していかねければならぬわけで、現在の黒字から七億円を差し引いたものが本来の収支である、こう言えると思ふのです。このように見てまいりますと漁済連の収支はいわゆる黒字に転じたとは言えないのじゃないか、このようになるときに漁済連の責任部分をふやすことが適當であるのかどうか、これは疑問であらうと思ふのですが、この点どういふふうにお考えなのか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話しありましたように、今回の責任分担の改正におきましては

連合会は従来の負担部分に加えまして新たに五割の比例部分といふものが付加されることになつたわけでございましてけれども、これに見合ひまして掛金保有といふものも増加することに相なりますので、そういう点からいいますと今回の責任分担の見直しそのものによつて連合会の収支といふものが悪化するといふことはございまして、いわば、連合会の収支にとりましては今回の改正といふものは中立的であるといふふうに考えておりますので、今お話しありました償還といふものも、円滑に従来の計画に従つて行われていくといふふうには理解しているわけでございまして。

○吉浦委員 漁済連と共済組合との関係では、お互いの共済設計であるところの八五対一五の関係は維持し、一定程度の被害の深い事故についてはその五割を組合責任として、浅い事故については組合の責任部分を少なくしようとしてゐるのでありますが、こうした改正が各共済組合の財政にどう響くのか不明であります。各組合により比較的浅い事故の多い組合と、深い事故が起きる組合とあるわけであります、今回の改正が大きな影響を生むことも懸念されるところでありますが、この点、どういふふうに検討されておるのか伺つておきたいと思ふのであります。

○田中(宏尚)政府委員 今お話ししましたように、災害の深さ、浅さによりまして組合に対する影響といふものが異なつてくることは事実でございますが、全体的に申し上げますと、これも今先生からもお話しされましたように、八五対一五という区分そのものは変えませんでした、そういう限りにおきましてはトータルといたしましては中立的に動くといふふうに考えておりますが、それぞれの組合にとりましては、その年々の状況によりまして影響が区々になつてくることも一方で事実かと思つております。

○吉浦委員 付加共済掛金は事務費相当分として共済組合が独自に定めるところになつておりますが、ここに資料としてその一覧表をいただいております。それによりまして一三%から二

四%といふばらつきが目立つわけでありまして、掛金の方は、農水大臣が定める基準共済掛金を下らない範囲となつてゐます。そのばらつきが目立たないのではありませんが、この点、水産庁はどういふふうに考へておられるのかお答えをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話ししましたように、付加共済掛金率につきましては県によりましてかなりのばらつきといふものがあるわけでございましてけれども、この掛金率は、共済組合の共済規程といふものでそれぞれの地域の事業実情なり実態といふものに依つて定めるところになつてゐるわけでございまして、したがって、この掛金率につきましては、基本的にはそれぞれの地域の漁業の実態なりウェット、こういうものによつて違つてまいります、それからさらには、加入率が異なることによりまして契約量に多寡がございまして、これに見合ふ事務処理に要する費用といふものもそれぞれ県によつて違つてくるわけでございまして、したがって、そういういろいろな実態を反映して県の格差といふものが生じてゐるわけでございまして、この格差自体が問題といふよりは、絶対値が的確に実態を反映したものであるといふことが問題かと思ひますが、従来からもそういう立場でございまして、今後とも、実態に即した付加掛金率といふものがそれぞれで適正に定められますように十分指導してまいりたいと思つております。

○吉浦委員 細々と漁業制度のことを伺つてまいりまして、以上で大体漁業制度の方を一通り終わらせていただきます。

次に、視点を變へまして、予備調査捕鯨に出ておりました第三日新丸が本日無事に帰港いたしましたわけでありまして、この関係を若干伺つておきたい、こう思ふわけですが。

聞くとところによりまして、二百七十三頭のサンプルを捕獲したといふふうに伝えられておりますが、これについて水産庁はどのような評価をされておられるのか。まず、この点を伺つておきたい

と思うのです。

○田中(宏尚)政府委員 けさ調査捕獲の船が日本に帰ってきたわけでございますけれども、ただいまお話しありましたように二百七十三頭というものを捕獲して帰ったわけでございます。

この二百七十三頭につきましては、今回の調査は三百頭を限度として出かけていたわけでございますけれども、これは頭数を何頭とすることとが目的ではございませんで、それぞれの地域で、それぞれの計画に従った運航の中で、その海域で捕獲されたものをそのまま持って帰ってきたというところでございますので、何頭とすることと自体が最初からの関心事ではなかったわけでございます。したがって、当初設計いたしました海域を予定どおり航行いたしました捕獲した結果、これだけの頭数になったということでございます。

これだけの頭数から得られます調査結果、こういうものにつきましては、これから科学者がそれぞれいろいろな調査をいたしまして、そしてそういう標本の分析結果というものを踏まえまして科学者間で調査結果というものの総括がされることになるかと思っておりますので、我々としては、できるだけ早くそういう科学者の調査結果というものを待ち望んでいる次第でございます。

○吉浦委員 私はいく回の二百七十三頭は、科学的調査に徹した結果であらう、こういうふうには評価をしていただいております。我が国の伝統捕鯨を守る上からも立派な調査結果であったのではないかと、こう思っております。

そこで、調査捕鯨を次にいかに連動させられるのか、この点どういふふうなお考えをお持ちなのか、伺っておきたい。

○田中(宏尚)政府委員 今回の調査船がきょう帰りまして、いろいろな標本の整理でございますとか調査結果の集計でございますとか整理を行っておりますので、その結果を見なければ今回の調査が直接どう連動するかということとは定かにはでき

ませんけれども、少なくとも我々の基本的立場といたしましては、IWCの条約上も調査捕鯨というものは認められているわけでございまして、そういう本格調査を実施するための一つの予備的な調査を今年度といえますか、こし行つたわけでございまして、その結果を十分見まして、近々IWCの総会もございまして、そういう場での議論に耐え得る調査結果というものを期待し、待つていく次第でございます。

○吉浦委員 アメリカが四月八日にPM修正法を発動させて、過去に百万トンを超える漁獲のあった米國地先沖でのクォータを一〇〇%発給しない措置に出たわけでございまして、昨年米の漁業協定の改定というのは一体何だったのか、私は憤慨にたえない。我々はクォータの見返りとして米國漁業の振興のために協力するといういわば義務が明文化されたわけでありますが、クォータはなし協力は求められるというふうな全くばかたこと、こういうことがあつていいかどうかというふうに思つております。こういう点、長官どういふふうにお考えになりますか。

○田中(宏尚)政府委員 気持ちとしては、ただいま先生からお話しありましたのと全く同じ気持ちでございます。我々としては、今回のバックウッド・マグナソン法によりまして、一〇〇%削減ということにつきましては極めて遺憾に考へております。

したがって、あの措置後即刻、私自身在京の公使を呼びまして嚴重に抗議を申し入れ、速やかにその対日割当が行われるよう要求をいたしております。それから現地におきましても、在米大使から同様の要求というものをアメリカ政府側に対して行つていただいておりますけれども、今後ともその撤回を引き続き強く求めてまいりたいと思つております。

○吉浦委員 五月三十日にIWCの会合が予定されておりますけれども、これに対して我が国はどのような方針で臨まれるのか、最後に

力強いお答えをいただきたい、こう思つたのです。

○田中(宏尚)政府委員 近々IWCの総会が行われるわけでございまして、IWCが商業捕鯨全面禁止決定の見直しのため一九九〇年までに進行資源の包括的評価、このためにも鯨類の調査というものは必要でございますので、その必要性を総会の場におきましても強く訴えてまいりたいと思つております。

○吉浦委員 ありがとうございます。

○菊池委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 今回の漁業制度の改正が行われるようになったその引き金は、保険収支の赤字、そのことはそのまゝ漁業経営者の赤字、今日の漁業が抱えている情勢の反映だと考えますが、午前中にも参考人の皆さんから、水産物の輸入が急増している、この点で非常に価格の低迷というかわりが大きくなり、深刻になっているという訴えがされておりました。ここの漁業白書を見ましても、国民の望む良質な食糧の供給は今後とも国内生産が主体となつて果たしていかなければならないものだが、輸入が安易に増大させられようとしていると懸念を表明しているわけであります。

そこで私は、まず最初に大臣から、我が国漁業の位置づけ、自給率の問題も含めてどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 水産物の自給率について、それも含めてということで御質問でございますが、漁業白書等でも触れておりますように、水産物は国民の生活に欠かすことのできない重要な食料であります。従来その供給は国内生産によつて大部分を賄つてきたところであります。最近、水産物の輸入量が増加する一方、国内生産はほぼ横ばいのため、その割合が低下する傾向にございます。しかしながら、国民の望む良質な水産物の安定的な供給は今後も国内生産が主体となつていかなければならないものであり、そのための生産、流通、加工、各段階において輸入水産物に対抗できる体制の整備に努める必要がある、かように考えておるところでございます。

○藤田委員 おっしゃる通りに、水産物は国民の食生活に欠かすことのできない重要な食料である、そういうことは白書にも明記されております。大臣も今明確におっしゃいました。そして同時に、海外依存で過不足なく輸入できるようなものではないかと、いふこともまた白書は述べております。

昨年十一月の漁業問題研究会報告でも、「我が国は、世界最大の漁業国であり、国民食生活に占める水産物の地位も極めて大きいことから、無秩序な水産物輸入が国内漁業に悪影響を与え、ひいては、水産物の安定供給に支障を生ずることのないう、国境調整措置が講じられていく。同じく水産加工業についても、製品輸入、海外立地などが、将来の我が国水産加工業の存立を脅かす可能性も否定できない」として、このことが「漁業生産物の最大の販路としての水産加工業の発展を図る上で、必ずしも好ましくない」、こんなことまで言っているわけであります。

私はこの意見に全く賛成なんです、こゝまで重要視されながら輸入がどんどんふえていく、ここには言われている二百海里問題などだけにとどまらぬものがあるではないか。それは極めて基本的な問題ですが、市場開放、産業構造調整路線が大きな矛盾をつくり出して、いよいよ工業製品の輸出の見返りに弱い産業部門では輸入をふやすことが至上命令になつております。「構造調整の指針」がこんな言い方をしますのは、こゝにふたつにふたつ言つています。「対外不均衡は正の方向には、輸出を抑制する途と、適度な輸出の伸びを上回る輸入の拡大を図る途とがある。世界と我が国経済の調和ある発展のためには後者の実現が必要となる。」これはつまり輸入の拡大を図らなければならないということをやっているわけですね。そうならば、輸入拡大が自己目的である構造調整路線と重要な国民の食料だと言われている今日のこの漁業問題とは大きな矛盾があるのではないかと。

大事なことは、無原則的な輸入をきつぱり抑え、

我が国二百海里での漁業を最大限に発展させ、漁業と漁村、そして新鮮な食料供給をきちんと守る立場に立ち切ることはできないかと考えるわけですね。この点をお答えいただきたいわけですね。

午前中の参考人の皆さんも、これだけはどうしても対抗してもらいたいとおっしゃったのが、I Qの撤廃、関税撤廃。こういうものに対しては絶対に対抗していかねばならないし、それは当然のことであり、かつ重要なこととおっしゃっております。これにもお答えをいただきたいのであります。

○田中(宏尚)政府委員 水産物の輸入がふえていることは事実でございますけれども、この背景にはいろいろな事情がございます。一つは、国内で魚に対する需要というものが残念ながら我が国の資源を上回って現にあるということでございまして、適切な消費者に対する供給を心がける以上ある程度の輸入というものは当然必要になってくるわけでございます。しかし、これが無秩序に入ってきたり、あるいは我が国自身の中小沿岸漁業経営者と衝突するというようなことがありましては大変なわけでございます。そういう観点から、幸いにいたしまして水産物につきましては、こういう沿岸域の中小漁業者の主たる漁獲物でございますサバとかイワシあるいはイカ、こういうものにつきましてはI Q制度というものが現にとられてあるわけでございます。さらに、マグロあるいはワカメというような、このところいろいろ問題の出ているものにつきましては政府間なり民間ベースで輸入数量というものを関係国と協議いたしまして、そしてその数量を担保するための手段として事前確認制度というものをとっているわけでございます。こういう制度はいろいろと外国から攻撃されている点はあるわけでございますけれども、現下の我が国の漁業の実態からいまして今後とも堅持してまいりたいと考えている次第でございます。

○佐藤国務大臣 大体いま水産庁長官からお答えしたとおりでございますが、さつきちよっとお触れになった点で構造調整の問題、それをちよっと私から申し上げれば、とらまえ方がちよっと違うように思われます。弱者にしわ寄せさせるためにやっていることではない。一般論として、構造調整上輸入の拡大というものを言っていることとこの水産物の問題はストレーンに結びつくものではないのか、私はそう思っております。ありますので、ひとつそのように解釈をしていただければありがたい、こう思っております。

○藤田委員 この問題で大臣と議論をする時間がありまけんけれども、しかし、その輸入の拡大で非常に苦しんでいるのは、産業界では中小企業の繊維業者だとか自転車業界だとか。それこそ一般的にいっても、実際にはその中小企業ほど、そして農業の分野では今日大臣御自身が非常に御苦労されているところですけども、牛肉、オレンジから、輸入問題全部こういうところから出ているわけですので、単に一般的にわつと言われているということではないということだけ申し上げておきたいと思っております。

この輸入水産物と対抗する上で、参考人の皆さんも、これまた白書でも、輸入水産物では得られない品質として鮮度あるいは特性等で対抗するとともに、できるだけ低コストで生産し、供給していく方向が大事な点だということを強調しているわけなんです。ところが、これもまた、けさ参考人の方に御意見を承りましたけれども、今日言われている新型間接税の問題であります。これは、水産経済新聞で自民党の税制調査会が全漁連の方に質問されております記事がございましたので、私は、きょうさつかくの機会だと全漁連の方に質問をさせていただきます。「食料品などが非課税取引に指定されたとしても、水産物の価格決定はセリまたは入札によるのが一般的なので、主体的には価格形成が難しく、消費者に価格転嫁は困難。また、生産資材などに含まれている税は、生産者が負担しなければならなくなり、経営状況がさらに悪化することが予測される。」こういうことで新型間接税は困るんだということを言っております。

○田中(宏尚)政府委員 サケ・マスの赤字の原因でございますけれども、昭和四十五年から五十七年度までのいわゆる累積損害率、これは八〇・五％でございます。一部の年を除きますと、毎

れました。東京水産大学の中井教授は、新型間接税そのものに私は反対だ、最終的に消費者全体に転嫁される、日本の水産業の競争力を強める点でマイナスになるものがあるんだ、間接税はない方がよいと考えるというふうにおっしゃいました。これまた私も同感でございますが、大臣、いかがでしょうか。できるだけ低コストで輸入農産物に封抗していかねばいけないのだと白書でも強調されている、この低コストで生産するものを阻むのが、今度の言われている新型間接税。漁網あるいは漁具その他にももちろんかかってまいりますし、そういう点で大臣の御意見をお伺いしておきたいわけですね。

○佐藤国務大臣 前段の質問に、私、水産庁長官の答弁に若干つけ加えた意見を申し上げたわけでございます。それにさらに付言しておくならば、水産物の無秩序な輸入というものが、我が国の中小零細な沿岸、沖合漁業者に悪影響を与えないようにしなければならぬのは当然のことでございます。経営環境に厳しさを増しておるマグロ及びワカメ、この問題については、さつき長官もちよっと触れておりましたが、政府間あるいは民間レベルで輸入数量の協議を行って輸入事前確認制の対象としているわけでございます。今後とも現行制度の適切な運用を図っていくことは当然のことでございます。

一方、輸入増大の背景というものを考えますと、内外格差等競争力の問題が確にあるわけでございます。その点は今重ねておっしゃるような意見と大体一致するわけでございます。今後は国内水産物について、消費者ニーズの変化を踏まえたからコストダウンあるいは食生活上非常に多様なニーズがございますので個性的な商品づくり等を強力に推進し、輸入品に対抗し得る生産、流通体制を確立するということが重要であると私も考えておるわけでございます。

な、間接税のことについてちよっと触れられたのでございすけれども、ただいま政府税調におきましてさつき議論をいたしておりますので、私の立場からはお答えするのは差し控えさせていただきます。このように思っております。税の議論がいろいろな観点から言われておること、御議論のあるところは承知をいたしておりますだけに、ひとつ政府税調の議論にまかしたいと私は思っておりますので、差し控えさせていただきます。

○藤田委員 低コストを強調しているときに、一方でその低コストを阻むものを持ち出そうとする、この矛盾に対して、農林水産大臣として、そういう特に食料の問題ですから新型間接税はこのようにものにかけるわけにはいかないという御答弁をいただきました。かつたなというふうには私は思っております。まして、日本百貨店協会など十一団体で組織しております大型間接税反対中央連絡会議の反対の誓約書に大臣御自身も公約として名を連ねていらつしやるわけですから、私は、そういう点で期待を寄せてお尋ねをさせていただいたわけなんです。

サケ・マスの問題に移らせていただきますが、サケ・マスの問題でまず三点お伺いします。サケ・マスの共済支払いが七十億円に達し、共済の過大な赤字をつくったと言われておりますが、改めてサケ・マスの赤字の原因をどう認識していられつしやるか、お伺いしたいわけですね。二点目は、その赤字解消のために今回の改正で基準漁獲数量を導入するということなんですけれども、しかし、これは漁獲共済のPQ方式の原則を崩すことにはなりはしないか、本旨に反するものではないか。これが第一点目です。第三点は、先ほどからもお約束をいただいているようにですが、ゆめゆめ他の魚種にこういうふうな形を拡大していくというのではないかと。基準漁獲数量導入を他の魚種に広げていくというふうなことはないとお約束をさせていただけるか。この三点をまずお答えいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 サケ・マスの赤字の原因でございますけれども、昭和四十五年から五十七年度までのいわゆる累積損害率、これは八〇・五％でございます。一部の年を除きますと、毎

年収支は黒字基調ということにあったわけでございます。しかし、残念ながら昭和五十八年度以降はその大宗を占めております北海道のサケ・マス定置漁業というものの共済収支が悪化いたしましたために、昭和四十五年から六十一年という全体で見ても、損害率も一二％を超えるというところに相なっているわけでございます。このような赤字となりましたのは、一部地域での不漁というものがあつたことは事実でございますけれども、全体的に見ても、基本的には漁獲量というものが相当程度確保されたにもかかわらず魚価が低迷したということで漁獲金額が著しく減少したということで、特定地域について共済金の支払いというものが多額になったということがその原因になっているわけでございます。

それから、今回そういう基準漁獲数量方式というものを導入することがP・Qという現在の漁業共済の基本に反することじゃないかということでございませうけれども、今回の基準漁獲数量の導入というものは、特定の漁業においては漁獲量の増大により価格が低落したことに伴ひまして共済事故が連年のように多発した、それで共済事故の大宗を占めるような事故がその結果生じておりまして、これによって共済事業の健全な運営ということが阻害される危険が出てきましたので、特定漁業に対する必要最小限の特例的な是正措置ということで今回お願いしておるわけでございます。しかし、あくまでもP・Q方式の基本はもろろん守るということでございまして、例えばこういう基準漁獲数量方式を導入いたしまして、不漁の場合には従来どおり共済金が支払われますし、それから品質の低下というようなものに基つきます価格の低下というような事故につきましては従来どおり補てんされるということでございまして、P・Q方式の基本というものは今回においても継続されているわけでございますし、また継続する必要があらうかと思つておるわけでございます。それから、対象をサケ・マス定置漁業以外に拡大しないという話でございますけれども、ただい

まお話ししましたような理由でサケ・マスについてこういう制度を特別に導入するというところでございまして、サケ・マス定置漁業以外の漁業につきましては現在そういう漁業実態なり共済状況にございせんので、これについて適用するということは現在考えていないわけでございます。

○藤田委員 今おっしゃいましたようにサケ・マスの価格低迷による共済の赤字がこの基準漁獲数量を導入することになったのだ、こういうことなのですが、漁業制度の仕組みに従つて金額修正係数が下げられ、そしてまた当然基準共済金額も下がるのになぜ仕組みそのものを急いで変えなければならぬのか。もう少し長い目で見れば、この点はどうなんですか。

もう一点ですが、今回の改正はサケ・マス価格の低迷に泣いている漁業者に一層の追い打ちをかけることになりはしませんか。そういう点で私は、こうした状況を解決する対応策をどう考えていらっしゃるのかということも伺ひしておきたいわけですが。

○田中(宏尚)政府委員 この基準漁獲数量制度というものを導入いたしました理由につきましては、ただいまもお話しいたしましたけれども、サケ・マスの漁業共済につきましても漁業経営者のために何とか永続させたいということで、いろいろな方式について内部的には検討してまいつたわけでございます。例えば補償水準そのものを引き下げるとかあるいは掛金率そのものを上げるとか、いろいろな接近の仕方があるわけでございますけれども、いずれも不漁の場合であっても一律に適用を受けずために、共済金が減額しましたりあるいは掛金負担そのものが非常に増高するというような問題があるわけでございます。そういう対応の仕方に対して、今回の基準漁獲数量制度の導入ということになりますれば、基準漁獲数量を超過した場合にだけ一定の作動装置が動いてくるということでございます。それ

以下の場合には従来と同じように共済金が支払われますし、それから品質の低下等、こういうものの価格に対しても対応できるということでは、やはり現時点においてはこういう措置が最善であり、しかも現にサケ・マスの共済につきましても多額の赤字が一定の地域の結果出ているという現実を踏まえますれば、現時点でぜひこういう改正を行つておくということが長期的に見て漁業経営者、関係者のために相なるのではないかと認議でこういう改正をお願いしている次第でございます。

○藤田委員 私が二つ目に聞きたかったのは、いずれにしても共済に価格対策を背負い込ませるといふようなことでは限度があるのだということが今度のこの問題で大きな問題提起として投げかけられたというふうに思うのです。そういう点で、価格安定策を含めてこれからサケ・マス漁業界の抱えている問題を解決するために政府はどういう対策をとっていくのかということをお聞きしたかったわけですが。

○田中(宏尚)政府委員 サケ・マスの輸入がふえてくるわけでございますけれども、ここ三年間は十一万トン台ということで横ばいで推移しているわけでございます。この十一万トンというものをどういふふうに評価するかという問題はそれぞれによりましていろいろな見方があるかと思ひますけれども、輸入サケ・マスというものは、御承知のとおり高級品でございます。ベニザケが主体でございまして、必ずしも国産品とは正面から競合はしていないということでございまして、この輸入の十一万トンが即国内産のサケ・マスの価格の足を引く張つていゝという関係はございませんで、むしろ国内での豊漁といひますか、漁獲高のふえといふものが大きく影響してきておりますし、それから一部には魚体が小さくなつてきたとかあるいは収穫時期の偏り等という問題があるわけでございますので、我々いたしましては、放流段階につきましても、いろいろなばらつきを前提といたしましていろいろな放流の仕方あるいは

採卵の仕方を工夫するというところで、より高価値のサケが回遊するような放流技術というものを定着させていきたいといふふうに考えておりますし、それからこれだけ回遊量というものがふえてまいりますと、サケ全体の需要拡大あるいは新規用途の開発等というようなものも必要になってまいつておりますので、業界ともどもいろいろな知恵出しというものは今後とも続けてまいりたいと思つております。

○藤田委員 ふ化放流に工夫を加えて質を改善したり体型を整えたりあるいは漁獲の時期を工夫をしてできるだけ値がつくように持つていくというやり方は大いにやらなければいけないことだし、百年にわたるふ化放流の歴史を振り返つてみましても、北海道だけ、まずふ化場の設立以来、国は三十四年から六十一年までの間に二百七十二億四千八百万円の子算をかけ、北海道は三十三年から六十一年の間に六十四億六千七百万円、総投資額三百三十七億一千五百万円に上るお金を出しているわけですが、ちょうどここはその百年目に当たる年で、ここまで育ててきた漁業を一層成り立たせていくようにするのが国の責任ではないかといふふうに私は思ふのです。

しかし、輸入は関係ないといふのはちよつといただけないのです。こんなこと、水産庁長官ともあらうお方が現地に行つて言われたら本当にしかたありません。ベニザケといふ魚の輸入というのは、ここに物すごく深刻なところがあるのです。ベニザケというのは確かに消費者が好みますから、ここで値がつくと、その下の同じサケでもシロザケといふようなのは値が落ちる。輸入であらうとなくあらうとそういう運命にあるわけですが、輸入サケが円高で安くなる、そうするとシロザケはいや応なく価格が落とされていくわけですが、そういう関係の中で、単に量が入るといふことだけじゃなしに魚の位といふのでしよつか、そういうものによつて値が決まつていって、その一番上の頭が値が下がつてくるとその下の種類のサケもいや応なく価格の低迷に陥つてしまふといふ関係は少なく

とも長官理解をしておいていただかないと、本當にこれはいただけないことだというふうには思ふのです。そういう点からも、私は、やはり無原則な輸入を抑えるべきじゃないかというふうには考えますが、最後に大臣の御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○佐藤國務大臣 私も今長官とあなたとのやりとりを聞いておりましたが、我が信頼する水産庁長官の答えたとおりでございます。

○田中(宏尚)政府委員 輸入サケが国内のサケに全く影響を与えないと言つた覚えは私もございせんが、直接的に足を引っ張るということではございせん。やはり全体の供給量がふえる、あるいは最優等生が下がるということになるとそれに応ずるといふ因果関係はあるわけでございましてけれども、少なくともそのみが魚価形成の直接的な主因ではないという点は御理解いただきたいと思ひます。

○藤田委員 終わります。

○菊池委員長 次に、内閣提出、農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○佐藤國務大臣 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農村地域工業導入促進制度は、昭和四十六年に発足して以来、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がそ

の希望及び能力に従つてその導入される工業に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してまいりました。

しかしながら、我が国農業をめぐる状況が厳しさを加える中で、農業構造の面では、経営規模の拡大は一定の進展が見られるものの依然として立ちおくれしており、また生産性の向上もなお不十分な実情にあります。今後、我が国農業の健全な発展を図っていくためには、農業構造の改善を可能な限り促進することが急務となっております。

これらの課題に対処するためには、農業生産基盤の整備等農業構造の改善を促進するための各般の施策の推進とあわせ、農村地域における就業機会の増大を図ることが不可欠であります。このため、産業構造の変化も踏まえながら、農村地域において農業従事者の他産業分野への就業機会の確保をより強力に促進することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農村地域への導入対象業種として、現行の工業のほか、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を加えることとしております。これに伴い、法律の題名を農村地域工業導入促進法に改めるとともに、主務大臣が定める基本方針、都道府県が定める基本計画等において、工業等の導入に関し定めるべき事項を充実することとしております。また、新たに導入対象となる業種については、その導入を円滑に促進するため、税制上の優遇措置を適用するとともに、農林中央金庫からの資金の貸し付けの対象とすることとしております。

なお、これらに関連して、運輸大臣を新たに主務大臣とすることとしております。

第二に、都道府県が実施計画を定めることができる場合を拡大し、工業等の導入の進んでいない複数の市町村の区域において広域的見地からその導入を促進するための計画を定めることができる

こととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 次に、補足説明を聴取いたします。

○松山政府委員 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下、その内容について若干補足させていただきます。

第一に、農村地域への導入対象業種の拡大であります。現行の法律は、工業を農村地域に積極的かつ計画的に導入し、農業従事者がその導入される工業に就業することを促進しておりますが、これまで以上に農村地域における安定的な就業機会の確保を図るため、産業構造の変化等を踏まえ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を導入の対象とすることとしております。

このため、主務大臣が定める基本方針、都道府県が定める基本計画等においては、工業及び新たに導入対象となる業種について、その農村地域への導入の目標、農業従事者の就業の目標等を定めることとするほか、新たに共同トラクタードミナル等の共同流通業務施設の整備に関する事項についても定めることとしております。

また、新たに導入対象となる業種については、現在、工業に適用されている税制上の優遇措置を適用することとしております。

その一は、農用地等の所有者が、これを実施計画で定める工場用地等の用に供するため譲渡した場合に、当該譲渡に係る譲渡所得について所得税を軽減できることとするものであります。

その二は、実施計画に従い導入された企業に対し、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、

減価償却の特例を適用することであり、

その三は、地方公共団体が事業税、不動産取得税または固定資産税の課税免除または不均一課税を行った場合に、地方交付税による補てん措置を適用することであり、

また、金融上の措置として、農林中央金庫が、工業のほか、今回導入対象となる業種の用に供する施設に対し、新たに資金の貸し付けができることとしております。

第二に、都道府県が実施計画を定めることができる場合の拡大であります。現在、都道府県は、自然条件その他の立地条件から見て周辺の農村地域への工業の導入の拠点となると認められる地区について実施計画を定めることができることとなっております。これに加え、工業等の導入が進んでいない複数の市町村の区域において広域的見地から工業等の導入を促進するため、当該広域の市町村における農業従事者が導入された工業等に相当数就業することが見込まれることその他の要件に該当する場合には、新たに都道府県が実施計画を定めることができることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うとともに、関係法律について所要の改正を行っております。

以上をもちまして、農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○菊池委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○菊池委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

今回は、来る二十六日火曜日午前十時二十分理事會、午前十三時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時八分散會

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案

農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

法律案

農村地域工業導入促進法

第一条中「工業」を「工業等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「工業等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

第三条の見出しを「農村地域工業等導入基本方針」に改め、同条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第四条の見出しを「農村地域工業等導入基本計画」に改め、同条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第四号中「工業」を「工業等」に、「工場用地（工場の附帯施設の用に供する土地を含む）」を「工場用地等（工場用地その他の工業等の用に供する土地を含む）」に改め、同項第五号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「工業」を「工業等」に改める。

第五条の見出しを「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「工業」を「工業等」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第五号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定する場合のほか、一の市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区への工業等の導入と相まつて一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

三 その地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

第七条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第八条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第九条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

内」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「工場用地」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十条中「工業導入地区のうち政令で「工業等導入地区のうち自治省令」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用地」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十一条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十二条中「行なう工場用地」を「行う工場用地等」に改める。

第十三条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十四条中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改める。

第十五条、第十七条並びに第十八条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「及び労働大臣」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第一項の実施計画とみなす。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号中「リを」とし、リを「と」とし、ルを「と」とし、ヲを「と」とし、同項中第一号の五を第一号の六とし、第一

号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区のうち政令で定める地区において、同法第二条第二項に規定する工業等のうち政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用地の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む）。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第五百八十六條第二項第一号の三の規定（土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第一号に規定する設備を同号の地区において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第五百八十六條第二項第一号の三の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の第二号中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

第三十四条の三第二項第三号中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「工場用地」を「農村地域工業等導入促進法第四条第二項第四号に規定する工場用地等」に改める。

第三十七条第一項の表の第八号中「農村地域工業導入促進法第二条」を「農村地域工業等導入促進法第二条第一項」に、「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

第四十五条第一項の表の第二号中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

第六十五条の七第一項の表の第八号中「農村地域工業導入促進法第二条」を「農村地域工業等導入促進法第二条第一項」に、「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 前条の規定による改正後の租税特別措置

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 昭和六十三年四月二十日

法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）以下この条において同じ。）が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に規定する工業用機械等について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第十二条第一項又は第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の規定は、個人又は法人が施行日以後に行うこれらの規定の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税について適用し、個人又は法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第七条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改める。

（工業再配置促進法の一部改正）
第八条 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第

七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「農村地域工業導入基本方針」を「農村地域工業等導入基本方針」に改める。

第五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に改める。

第八条第二項中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改める。

理由

最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移にかんがみ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業についてその農村地域への導入を積極的かつ計画的に促進するための措置を講ずるとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年五月六日印刷

昭和六十三年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局